

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人憩いの家・野いちご
- 3 代表者の氏名
加藤 稔
- 4 主たる事務所の所在地
小諸市大字御影新田字池の上2238番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び地域の人々が安心して生活することのできる支援事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カントリーフォーク田園
- 3 代表者の氏名
原田 寛男
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市長野原131番地9
- 5 定款に記載された目的
本会は、地域の人々が高齢者や障害者の隔てなく、お互いに尊重しあい、誰もが地域でその人らしい生活が出来るように福祉、介護事業等を行い、人々の生きがいを増進させ地域の活性化、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くれよん
- 3 代表者の氏名
前島 光明
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市宮ノ上3923番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者や高齢者及び乳幼児、病弱者に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、又、介護・支援を必要とする者とその家族に、きめ細やかで質の高い地域生活支援の実践に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人匠の町しもすわ・あきないプロジェクト
- 3 代表者の氏名
小口 武男
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪郡下諏訪町3209番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県諏訪郡下諏訪町において、地域住民と地域を訪れる方々に対し、従来の大量生産大量消費型の生産と消費のスタイルから脱却した、地域ならではの職人型のものづくりを行う人等のネットワークづくりにより、下諏訪ならではの衣食住における付加価値を創造、提供することで地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備点検整備作業

(2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電機3台（議会増築棟1,000kVA、西庁舎750kVA、西庁舎電算用500kVA）及び付属設備の点検整備作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野野幅下692-2

長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書は次の場所で交付します。

長野市大字南長野野幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026(235)7045

なお、入札説明書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月12日（木）午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

県営片桐地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営片桐地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年12月6日から平成26年1月10日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡中川村役場

農地整備課

公告

小諸市における県営畑地帯総合整備事業小諸御牧原地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業小諸御牧原地区の土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年12月6日から平成26年1月6日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所農林課

佐久市役所耕地林務課

佐久市役所浅科支所経済建設係

農地整備課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成25年12月5日

長野県知事 阿部守一

1 日時及び場所

日時 平成26年2月3日（月）

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 受講手続
- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）
- (2) 提出先
住所地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課
- (3) 受付期限
平成26年1月24日（金）
- (4) 手数料
受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。
- 4 講習修了証明書
講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他
受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月5日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉男

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
トンネル防災設備等保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から起算して10日以内に着手し、着手した日から60日間
- (4) 履行場所
一般国道142号 佐久市 新望月トンネル
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

- 2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種のトンネル防災設備等の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県佐久建設事務所又は長野県上田建設事務所の管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市臼田2015
長野県佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年12月19日（木） 午後2時
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月12日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年12月18日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月5日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
道路情報板設備点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から起算して10日以内に着手し、着手した日から30日間
- (4) 履行場所
一般国道146号 北佐久郡軽井沢町 峰の茶屋他2か所
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の道路情報板設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県佐久建設事務所又は長野県上田建設事務所の管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年12月19日（木） 午後2時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月12日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年12月18日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月5日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
トンネル防災設備等保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から起算して10日以内に着手し、着手した日から30日間
- (4) 履行場所
主要地方道川上佐久線 南佐久郡佐久穂町 羽黒山トンネル
主要地方道川上佐久線 南佐久郡佐久穂町 海瀬岩水トンネル
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種のトンネル防災設備等の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県佐久建設事務所又は長野県上田建設事務所の管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015
長野県佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年12月19日（木） 午後3時
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月12日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年12月18日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年12月5日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学 司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新教職員履歴管理システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県教育委員会事務局義務教育課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 東日本電信電話株式会社
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5
- 5 落札金額
74,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成25年8月12日

義務教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月5日

長野県警察本部長 山崎 晃 義

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務
航空機1,200時間及び2年点検並びに耐空証明検査受検点検
(2) 役務の特質
警察用航空機（ユーロコプター式A S 365 N 3型J A 110 E「やまびこ1号」）1,200時間及び2年点検並びに耐空証明検査受検点検
詳細は、入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

受注者の指定する場所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務能力について、同項の規定による認定を国土交通大臣から受けている者であり、かつ、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は第2条の8の規定により航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号のトに掲げる区分に応ずる航空機の修理の事業の区分について経済産業大臣から許可を受けている者であること。
- (6) 警察用航空機の機体製造メーカーであるユーロコプター社から、AS365N3型の整備認定を受けている者であること。
- (7) 過去に同規模以上の航空機に係る同種の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 内線 2243

4 仕様等についての問い合わせ先

長野県警察本部地域部地域課
電話 026 (233) 0110 内線 3595

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年12月19日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成25年12月19日（木）正午
イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を平成25年12月16日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature of the service to be required:
1,200 hour and 2 year inspection , maintenance and upkeep
- (2) Contract period:
From a contract day until March 31, 2014
- (3) Contact for the notice: description , conditions and others:
Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City
380-8510
Tel: 026-233-0110 (ext. 2243)
- (4) Date and location for the tender and Bid opening:
Time: 1:30 p.m., December 19, 2013
Place: Bid Room (On the first floor, West annex of Nagano Prefecture Office)
- (5) Time limit for the tender by mail and the place of submission:
Time: 0:00 p.m., December 19, 2013
Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

会計課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成25年2月7日から11月5日までの間に343機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成25年12月5日

長野県監査委員	吉澤直亮
同	田口敏子
同	上野紘志
同	向山公人

平成25年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成25年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等にとつて適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成24年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象343機関（一般会計・特別会計337機関、企業特別会計6機関）について、平成25年2月7日から11月5日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表2のとおりです。

4 実施状況

- (1) 一般会計・特別会計の実施機関337機関のうち、145機関については実地監査を、192機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	75	73	2
現 地 機 関	262	72	190
計	337	145	192

- (2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、3機関については実地監査を、3機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	1	1	0
現 地 機 関	5	2	3
計	6	3	3

- (3) 工事監査については、上記(1)及び(2)の実施機関343機関のうち、主な工事实施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）について、件数で1,155件、契約金額で429億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.6%、抽出金額率：29.5%）。実施機関の一覧は、別表2（*印箇所）のとおりです。

区 分		件 数	金 額 (億円)
工 事	全体箇所	8,638	1,224.6
	うち監査実施箇所	700	354.4
委 託	全体箇所	4,844	232.1
	うち監査実施箇所	455	75.0
計	全体箇所	13,482	1,456.7
	うち監査実施箇所	1,155	429.4
	抽出率 (%)	8.6	29.5

- (4) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (5) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。
- (6) 重点監査は、テーマを「重要物品の管理、活用及び処分の状況について」及び「適切な工事等の発注（入札中止等の状況とその対応）について」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果は、一般会計・特別会計において、指導事項が41件、検討事項が4件、企業特別会計において、指導事項が1件ありました。なお、指摘事項はありませんでした。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指導事項又は検討事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

(単位：件)

区 分	一般会計・特別会計			企業特別会計
	指導事項	検討事項	計	指導事項
収 入 事 務	9	0	9	0
契 約 事 務	10 (5)	3 (2)	13 (7)	0
支 出 事 務	18 (1)	0	18 (1)	1
補 助 金 事 務	1	1	2	0
財 産 管 理 事 務	3	0	3	0
計	41 (6)	4 (2)	45 (8)	1

(注) ()内は工事監査に係る指導事項等の件数(再掲)

【監査結果の区分】

指摘事項： 明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの(※)

指導事項： 指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項： 制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※ 指摘事項はありませんでした。

(注) 次頁以降の表中の【工事監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

一般会計・特別会計

指導事項

分類	指導事項(分類コード)	機関名
	1 使用料の算定を誤っていたもの(121)	
	(1) 県営住宅敷地に年度の途中で新設された電柱に係る使用料の算定において、月割り計算により算定すべきところ、日割り計算により算定したため、6件、計660円の徴収不足が生じた。	松本地方事務所建築課
	2 調定の時期が適切でないもの(124)	
	(1) 「長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」の返還金について、返還計画書に基づき納入通知書を交付したが、平成24年度4月及び5月分を平成23年度分として調定していた。	医療推進課
収入事務	3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの(125)	
9件	(1) 未熟児養育医療一部負担金を扶養義務者から徴収するに当たり、前年の所得税額等に応じてあらかじめ決定された徴収月額(1か月当たり負担額の上限)を超えて徴収していた(1名分522円)。	佐久保健福祉事務所
	(2) 平成22年11月から平成23年8月までに行った14件の河川占用許可に係る河川占用料(合計金額1,122,663円)について、許可をした日の属する年度に係る分にあつては当該許可をした日から30日以内に、当該許可をした日の属する年度の翌年度以降に係る分については毎年度4月30日までに徴収すべきところ、平成25年1月に調定を行うまで、徴収していなかった。	須坂建設事務所
	(3) 道路占用料について、調定金額を誤ったため過納が生じ、還付の際に141,100円の還付加算金が生じた。	長野建設事務所

分類	指導事項(分類コード)	機関名
収入 事務	4 その他収入に関する事務処理が適切でないもの(130)	
	<p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料の徴収事務について、適切でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料について、納期限を4月30日とすべきところ5月1日としていた。このうち4件が5月1日以降に納入されていた。 ・ 行政財産目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月15日として徴収していた。 ・ 行政財産目的外使用許可について、使用料を4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月2日とし、同日収納していた。 	<p>財産活用課</p> <p>諏訪建設事務所</p> <p>岡谷南高等学校</p>
	<p>(2) 行政情報コーナーの複写機を使用した際に直接収納したコピー代金について、即日若しくは特別の理由があるときは収納した日から5日以内に指定金融機関に払い込むべきところ、5日を超えて払い込んでいた。</p>	<p>上小地方事務所地域政策課</p> <p>松本地方事務所地域政策課</p>
<p>(3) 道路占用料の徴収事務について、適切でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月15日として徴収していた。 ・ 納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送すべきところ、これを行っていなかった。 ・ 督促状を納期限後20日以内に発送しなければならないところ279日後に行い、その際、指定期限を発送の日から起算して10日を経過した日としなければならないところ15日を経過した日としていた。 ・ 催告について、履行催告書により行わなければならないところ、口頭により対応していた。 ・ 督促状の指定期限後に納付された場合、延滞金を徴収しなければならないところ、これを徴収していなかった。 	<p>佐久建設事務所</p> <p>諏訪建設事務所</p> <p>伊那建設事務所</p> <p>伊那建設事務所</p> <p>伊那建設事務所</p>	

分類	指導事項(分類コード)	機関名
収入 事務	<p>(4) 生製品のふり売り(※)事務について、適切でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふり売り代金を生徒から受領し県の歳入にする際、現金領収書を発行していなかった。 ・ 現金出納簿の整理がされていなかった。 <p>(※) 主に商品を担いで売り歩く販売形態をいいます。高等学校で行うふり売りは、授業で生産した農作物などを文化祭や地域のイベントなどで生徒が販売するものです。</p>	<p>白田高等学校 上伊那農業高等学校 白田高等学校</p>
契約 事務 10件	1 随意契約の理由等が適切でないもの (230)	
	<p>(1) 「飯綱庁舎屋根改修工事設計業務委託」(予定価格 1,312,500円)について、確実な業務が期待できるとの理由により当庁舎建設時の設計業者1者のみから見積書を徴取し随意契約したが、当該業者に特定する明確な理由が認められないことから、一般競争入札又は指名競争入札とすべきであった。</p>	環境保全研究所
	2 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの (240)	
	<p>(1) 「流域下水道事業特別会計 平成24年度諏訪湖流域下水道維持管理 下諏訪ポンプ場」(契約金額 8,400,000円)の予定価格について、諸経費の積算方法を誤り、9,135,000円とすべきところ、14,931,000円(差額 5,796,000円)として一般競争入札を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所
3 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの (250)		
<p>(1) 「産業廃棄物処理業務委託」(汚泥処分に係る単価契約。年間委託予定額 5,250,000円)に係る業者選定について、管理に係るものであることから建設部請負人等選定委員会で審議すべきところ、建設工事に係るものとして松本建設事務所請負人等選定委員会で行っていった。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	松本建設事務所	

分類	指導事項(分類コード)	機関名
契約 事務	<p>4 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの (260)</p> <p>(1) 工事請負契約に係る工期については、設計額に応じた標準的な日数を確保すべきところ、その日数を大幅に下回る工期で当初の契約をしているものがあつた。いずれも変更契約において標準的な工期を確保していたが、早期に繰越承認を得るか債務負担行為を設定することにより、適切な工期を確保して発注すべきであつた。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度県営ため池等整備事業(岡山地区) 飯山市照岡 当初設計額：9,313,500円 当初工期：10日間 ・平成24年度通常砂防工事 伊那市平沢 当初設計額：49,780,500円 当初工期：22日間 平成23年度通常砂防工事 上伊那郡辰野町沢底2工区 当初設計額：29,988,000円 当初工期：11日間 ・平成24年度県単道路橋梁維持工事 北安曇郡池田町正科 当初設計額：15,309,000円 当初工期：22日間 平成23年度県単街路工事 大町市俵町 当初設計額：16,044,000円 当初工期：26日間 	<p>北信地方事務所農地整備課</p> <p>伊那建設事務所</p> <p>大町建設事務所</p>
	<p>(2) 随意契約により実施した業務委託について、1者のみから見積書を徴していたが、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第136条の2第1項各号に規定する1人の者から見積書を徴することができるいずれの場合にも該当しないため、複数の者から見積書を徴すべきであつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理業務委託」(予定価格 252,000円)について、受託可能業者が1者のみと判断し、複数の者から見積書を徴さなかつた。 ・「エレベーター保守点検管理業務委託」(予定価格 722,400円)及び「機械警備業務委託」(予定価格 473,550円)について、有利な価格で契約ができる等の理由により、いずれも複数の者から見積書を徴さなかつた。 ・「廃プラスチック類処分業務委託(収集運搬)」(予定価格 157,500円)において、2者へ見積書の提出を依頼したところ、1者のみからの提出であつたにもかかわらず、契約を締結していた。 	<p>環境保全研究所</p> <p>総合教育センター</p> <p>上田東高等学校</p>

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
契約 事務	5 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)	
	<p>(1) 業務委託及び工事の増額変更契約に係る契約保証金について、納付させるべきところ、これを免除していた。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度県単道路防災事業に伴う長寿命化計画策定に係るトンネル調査業務委託 県内一円 当初契約額：30,849,000円 契約保証金免除額：472,500円 ・平成24年度通常砂防工事 大町市山田町(1) 当初契約額：26,355,000円 契約保証金免除額：72,450円 ・平成23・24年度地域自主戦略交付金(交通安全)工事 須坂市小河原 当初契約額：26,691,000円 契約保証金免除額：164,850円 平成23年度社会資本整備総合交付金(市街地整備・広域連携)工事 上高井郡高山村温泉～五色 当初契約額：53,340,000円 契約保証金免除額：2,166,150円 	<p>道路管理課</p> <p>大町建設事務所</p> <p>須坂建設事務所</p>
	<p>(2) 「平成24年度県単道路橋梁維持(橋梁塗装)工事 諏訪市大熊横断歩道橋」(当初契約額 3,748,500円)について、増額変更契約に伴う契約保証金(49,350円)を、契約保証金免除申請書及び免除の要件(過去2年間に国等と2回以上の契約締結)が確認できる書類(契約書等)の提出をもって免除すべきところ、同申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	<p>諏訪建設事務所</p>
	<p>(3) 借入物品に係る複数年の賃貸借契約2件(「LL教室教育機器等」及び「情報処理教室情報処理機器等」)について、長期継続契約の事前協議を行わずに契約していた。</p>	<p>看護大学</p>
<p>(4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託するに当たり、全ての産業廃棄物の処分ができない業者、あるいは産業廃棄物収集運搬業許可のみを有する業者から見積書を徴取する場合には、その見積書には実際に収集運搬や処分を行う業者名や処分料等の内訳を記載してもらった必要があったが、これらの記載のない見積書により当該見積業者を受託者に決定し、受託者を含む複数の業者と委託契約を締結していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬処理業務委託(委託額 157,290円) ・不用薬品(毒物)収集運搬処分業務委託(委託額 134,500円) 	<p>長野商業高等学校</p> <p>白田高等学校</p>	

分類	指導事項(分類コード)	機関名
契約 事務	(5) 産業廃棄物の収集運搬及び処分を業者に委託する場合、書面により委託契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。	花田養護学校
支出 事務 18件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
	<p>(1) 教員特殊業務手当の支給について、過払い、支給不足等のあるものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等指導業務関係の過払い(中学校 1日分 600円) ・部活動指導業務関係の過払い(25日分 25,000円)及び支給不足(6日分 14,400円) ・対外運動競技等引率指導業務関係の支給不足(4日分 13,600円) ・対外運動競技等引率指導業務関係における、教育委員会が定める対外運動競技等に該当しない引率指導業務に対する支給(1日分 3,400円) ・対外運動競技等引率指導業務関係の過払い(4日分 13,600円)及び教員部活動指導業務関係の支給不足(4日分 9,600円) ・修学旅行等引率指導関係における、実際には引率指導に従事していない教育職員に対する支給(2日分 6,800円) 	<p>東信教育事務所</p> <p>上田染谷丘高等学校</p> <p>野沢南高等学校</p> <p>高遠高等学校</p> <p>蘇南高等学校</p> <p>小諸養護学校</p>
	<p>(2) 平成24年4月に着任した小学校教員の通勤手当について、合理的な通勤経路が災害により通行不能となっていたため、迂回路の通勤距離を算定の基礎として支給していたが、合理的な通勤経路が通行可能となった後も通勤経路の変更手続を行わなかったことにより、6月分、2,940円が過払いとなっていた。</p>	北信教育事務所
	2 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	(1) 旅費の支給について、経済的かつ合理的な通常の経路でない旅行により過払い(1件 1,220円)があった。	上田染谷丘高等学校

分類	指導事項(分類コード)	機関名
	(2) 平成24年4月に着任した教員の赴任旅費に係る着後手当について、算定の基礎とならない駐車場代を不動産手数料に含めて算定したため、2,184円が過払いとなっていた。	長野盲学校
	3 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの(322)	
	(1) 概算払いを受けた旅費の精算が、旅行後86日を経過して行われていた。 また、この概算払いを受けた旅費の精算がされていないにもかかわらず、特別の理由もなく当該職員の別の旅行に係る旅費を概算払いしていた。	上伊那農業高等学校
	4 役務費、使用料の執行が適切でないもの(351)	
	(1) 校舎及び寄宿舎の消防設備について、機器点検(6か月に1回)と総合点検(1年に1回)を行うべきところ、機器点検を実施しなかった。	福祉大学校
支出 事務	5 支出科目が適切でないもの(382)	
	(1) 産業廃棄物の収集運搬及び処分費用を委託料から支出すべきところ役務費から支出していた。	花田養護学校
	6 支出負担行為の時期が適切でないもの(383)	
	(1) 1件の予定価格が2万円以上の書籍の購入などについて、支出決定のとき又は請求のあったときに支出負担行為の整理をすることができない経費であるにもかかわらず、支出負担行為決議書兼支出命令書により請求時に処理していた。	上田染谷丘高等学校
	(2) 「市道2547号源橋架替事業負担金」(25,390,000円)について、平成24年度に市へ納付する負担金額を定めた協定書を締結したときに支出負担行為を行っていなかった。	松本建設事務所

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支出 事務	7 事前審査に関する事務処理が適切でないもの (384)	
	<p>(1) 補助金、負担金又は委託料について、出納機関による事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政活性化事業補助金 (36,458,000円) (変更交付決定時) ・新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金 (60,510,000円) (当初交付決定時) ・児童相談システム保守管理業務委託 (1,995,000円) (契約締結時) ・農村地域防災減災事業補助金 (10,000,000円) (当初交付決定時) ・自然環境整備支援事業補助金 (1,125,000円) (当初交付決定時) ・市道2547号源橋架替事業負担金 (25,390,000円) (変更協定締結時) 	<p>生活文化課 消費生活室</p> <p>県民協働・ NPO課</p> <p>こども・家 庭課</p> <p>木曾地方事 務所農地整 備課</p> <p>北安曇地方 事務所環境 課</p> <p>松本建設事 務所</p>
	8 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの (385)	
	<p>(1) 「消防用設備等法定点検業務委託」(契約額 136,500円)について、委託業務は3月26日に実施したものの、契約書で提出を求めている消防用設備等点検結果報告書の提出日は、翌会計年度である4月8日となっていた。</p>	阿南高等学校
	9 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (386)	
	<p>(1) 平成24年の議員報酬に係る源泉所得税の年末調整において、給与所得控除額、適用税率、扶養控除額、保険料控除額等の誤りにより、26名の議員に係る年調年税額に2,138,625円の不足分と294,810円の還付分があることが判明し、その差額分1,843,815円を納期限後に納付したため、4,700円の延滞税が発生した。</p>	議会事務局
<p>(2) 「平成24年度県営畑地帯総合土地改良事業 南佐久郡川上村大字原 大原工区畑地かんがい工事」(契約額 90,993,000円)について、平成23年度からの未契約繰越予算と平成24年度予算を充て、平成24年度中の工期で契約していたが、平成25年度への繰越しが生じた。この際、平成23年度の繰越予算分は、出来高に応じた部分払いにより予算執行が完了しているとし、平成24年度予算のみを繰り越しており適切ではなかった。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	佐久地方事務所農地整備課	

分類	指導事項(分類コード)	機関名
支出 事務	<p>(3) 廃タイヤに係る広域再生利用指定制度の廃止に伴い、平成23年4月1日以降に料金を支払って公用車の廃タイヤを引き取ってもらう場合には、産業廃棄物許可業者に委託することが必要となったが、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない自動車販売店において、タイヤの購入・交換に併せて廃タイヤ処理料を支払い、引き取ってもらっていた。</p>	木曽看護専門学校
	<p>(4) 資金前渡された謝金及び費弁旅費について、支払が終わった日から5日以内に精算書に証拠書類を添えて精算の報告をすべきところ、これを行っていないものがあった。</p>	上田染谷丘高等学校
	<p>(5) 支払事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。</p>	上田染谷丘高等学校
	<p>(6) 「非常用放送設備取替等工事」(契約額 819,000円)及び「教職員鼎住宅他テレビアンテナ設置工事」(契約額 567,000円)について、徴取したいずれの請求書にも請負代金の支払時期の定めがないことから、工事費の支払は請求を受けた日から15日以内にならなければならないところ、建設工事標準請負契約約款(請求を受けた日から40日以内)が適用されると思い込み、請求を受けた日から27日後の支払となっていた。</p>	下伊那農業高等学校
	<p>(7) 公共料金等自動口座振替払において、出納整理期間中、旧年度予算から資金前渡した下水道料金に戻入すべき残額が生じたが、水道料金と下水道料金については精算を行っていなかったためその事実気付かず、出納整理期間中に戻入処理ができなかった。</p> <p>また、その他の公共料金については、領収書の到着を待ってそれぞれの精算を行っていたが、全ての料金について毎月末日で締め切り、翌月の5日までに精算を行うべきだった。</p>	伊那養護学校
補助金 事務 1件	<p>1 交付決定等の事務処理が適切でないもの(410)</p>	
	<p>(1) 「長野県地域医療再生事業(拡充分)補助金」において、交付申請書の提出時期を通知していなかったため、交付申請書の提出が大幅に遅れたほか、交付申請書受理後も、合理的な理由もなく、審査に4か月以上の期間を費やし、年度末になって交付決定を行っているものがあった。</p> <p>また、「へき地診療所設備整備事業補助金」においては、実績報告書を受理してから完了検査、額の確定を行うまでに、合理的な理由もなく、2か月以上の期間を要しているものがあった。</p>	医療推進課

分類	指導事項(分類コード)	機関名
財産 管理 事務 3件	1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの(520)	
	(1) 除雪業務委託に伴い除雪車等を受託者に無償貸与する際、物品貸付決議書による貸付決定を行っていないかった。	木曾建設事務所
	2 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの(540)	
	(1) NPOバンク事業資金(債権額6,000,000円)について、債権管理簿が作成されていないかった。	県民協働・NPO課
(2) 認定職業能力開発校における訓練に使用するため訓練機械等の物品を無償で貸し付けているが、当該物品の借受者から物品借用書を徴さなければならぬところ、これを徴していないかった。	人材育成課	

検討事項

分類	検討事項(分類コード)	機関名
契約 事務 3件	<p>1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの(240)</p> <p>材料単価調査における調査材料の明確な伝達について</p> <p>工事設計書における材料単価を外部機関に委託して調査する場合がありますが、調査する材料の明示が不十分で委託先に正確に伝わらなかったことにより、発注者側が求めた範囲の一部分の単価とされたため、入札公告後に外部からの指摘を受け、改めて委託先に確認を行って単価修正を行った事例が、複数の地方事務所農地整備課の発注に見られました。</p> <p>このため、調査対象の範囲が委託先に正しく明確に伝達できるよう検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	農地整備課
	<p>2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの(260)</p> <p>随意契約における契約前の手続の改善について</p> <p>随意契約を行う際、長野県建設工事事務処理規程で定める様式により見積書の提出を依頼していますが、技術者資格等の要件が契約前に受注者へ伝わらないまま契約しているものが見られました。</p> <p>そこで、必要な要件については、当該様式や特記仕様書などに明示するとともに、その内容に関する受注希望者の資格を確認した上で契約するよう、一連の手続の改善等を検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	建設政策課 技術管理室

分類	検 討 事 項 (分類コード)	機関名
契約 事務	<p>3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)</p> <p>交通警察関係業務の一般競争入札の拡充について</p> <p>自動車保管場所証明事務の一部（自動車保管場所現地調査事務、自動車保管場所標章の交付事務）、運転免許等に係る事務及び講習の委託に当たっては、平成17年に警察庁から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されています。</p> <p>これを受けて、自動車保管場所現地調査事務については、平成17年度から県内を4ブロックに分けて一般競争入札により業者決定しているところですが、自動車保管場所標章の交付事務については、1者のみの見積りによる随意契約により委託しています。</p> <p>また、運転免許等に係る事務及び講習のうち、運転免許証更新通知業務については平成19年度から、運転免許証更新時講習等業務については平成23年度から一般競争入札を実施するなど、民間開放に努められていますが、公安委員会から運転免許証更新時講習等業務の入札参加資格の承認を受けているのは1者しかないなど、一般競争入札に移行しても民間参入が容易でない実態も認められますし、いまだ1者のみの見積りによる随意契約を行っている業務も残されています。</p> <p>現在随意契約により行われている事務、業務を一般競争入札で行っている都道府県もありますので、一般競争入札が拡充されるよう検討してください。</p>	警察本部
補助金 事務 1件	<p>1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)</p> <p>補助金に係る不正受給の再発防止について</p> <p>私立小学校教育振興費補助金及び私立中学校教育振興費補助金をめぐる補助事業者による不正受給は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）違反の教員配置が常態化しているというあらかじめ想定できない極めて異常な事例ではあるものの、再発防止のため、学校法人の監督体制、補助金関係書類の審査及び現地調査のあり方等について十分検討の上、必要な措置を講じてください。</p>	情報公開・私学課

企業特別会計

指導事項

分類	指導事項(分類コード)	機関名
支出 事務 1件	事前審査に関する事務処理が適切でないもの(384) 一般競争入札により実施したポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウムの購入(購入予定総額 61,592,790円)に係る単価契約において、企業出納員による事前審査を受けていなかった。	企業局(水道事業)

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に努力を要するもの								
(121) 使用料の算定を誤っていたもの		1		1				
(122) 貸付料の算定を誤っていたもの								
(123) 管理経費の算定を誤っていたもの								
(124) 調定の時期が適切でないもの		1		1				
(125) その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		3		3				
(130) その他収入に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	0	9	0	9	0	0	0	0
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書が作成されていないもの								
(220) 契約書等の記載内容に不備があるもの								
(230) 随意契約の理由等が適切でないもの		1		1				
(240) 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		1	1	2				
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(260) 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		2	1	3				
(270) その他契約に関する事務処理が適切でないもの		5	1	6				
小計	0	10	3	13	0	0	0	0
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		2		2				
(312) その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		2		2				
(322) その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(331) 工事請負費の執行が適切でないもの								
(341) 委託費の執行が適切でないもの								
(351) 役務費、使用料の執行が適切でないもの		1		1				
(361) 備品購入費の執行が適切でないもの								
(371) 需用費の執行が適切でないもの								
(381) 予算執行が効率的・計画的でないもの								
(382) 支出科目が適切でないもの		1		1				
(383) 支出負担行為の時期が適切でないもの		2		2				
(384) 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		1		1		1		1
(385) 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(386) その他支出に関する事務処理が適切でないもの		7		7				
小計	0	18	0	18	0	1	0	1
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理が適切でないもの		1		1				
(420) 実績報告書の提出が遅いもの								
(430) その他補助金に関する事務処理が適切でないもの			1	1				
小計	0	1	1	2	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの		1		1				
(530) 財産の有効利用等の努力を要するもの								
(540) その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
小計	0	3	0	3	0	0	0	0
合計	0	41	4	45	0	1	0	1

第3 重点監査

テーマ1：重要物品の管理、活用及び処分の状況について

1 監査目的

県が保有する重要物品は、「随時点検し、損傷、変質等を生じることのないように注意し、良好な状態に保管」(財務規則第221条)し、取得目的を踏まえて効率的かつ有効な活用を図る必要があります。

また、高額な財産であることから、購入から廃棄までのライフサイクルマネジメントの視点でコストを意識しながら、最大限の成果を上げることが求められています。

そこで、重要物品又は重要物品を購入せずに賃借した物品(以下「重要物品等」という。)について、管理、活用及び処分の実態を調査し、今後の事務の見直しに資することを目的として重点監査を実施しました。

2 監査対象

(1) 監査対象機関

平成25年度定期監査を実施した機関のうち重要物品等を保有する機関

(2) 調査対象

重要物品等のうち、取得価格が500万円以上の機械器具及び賃借料が年額100万円以上の賃借物件(パソコン及びシステムを除く。)

重点監査対象について

財務規則	214条 (物品の分類)	218条 (重要物品)	218条の2 (重要物品の購入)
物 品	(1) 備 品 (取得価格10万円以上)	(1) 機械器具 (取得価格200万円以上) 調度品類、文具機器類、計測器類、 車船類のうち船舶類、機械器具類、 楽器類、運動用品類、保安用具類 及び雑器具類	予定価格500万円以上は 「重要機械類審査委員会」の審査 を要す
	(2) 消耗品	(2) 自動車 (排気量1L以上)	
	(3) 原材料品	(3) 仮設物 (取得価格200万円以上)	
	(4) 生産品		
	借入物品 【パソコン及び各種システムの借入 に係る物品を除く。】		年間予定賃借料100万円以上は 「重要機械類審査委員会」の審査 を要す

3 監査結果

(1) 対象とした重要物品等の現況

表-1は、今回調査をした状況です。500万円以上の重要物品は、105機関において632件保有していました。取得価格ベースでは、合計102億9千万余円の資産保有となります。一方、年間賃借料が100万円以上の借入物品は、15機関で33件、年間賃借料合計1億7千万余円でした。

表-1 重要物品等の保有状況

項目	機関数	件数	取得価格・年間賃借料の合計
保有	105機関	632件	10,295,866,315円
借上	15機関	33件	170,856,987円

表-2は、500万円以上の重要物品を多数保有している機関の状況です。研究機関である工業技術総合センターは、61億余円分の重要物品を保有しています。重要物品は、研究機関、教育機関、文化施設で多く保有されていました。

表-2 重要物品の取得価格の合計が多い機関

順位	機関名	件数	取得価格合計	主な用途
1	工業技術総合センター	279件	61.6億円	工作機械、測定装置
2	環境保全研究所	23件	4.0億円	測定装置、分析装置
3	総合リハビリテーションセンター	17件	3.6億円	医療器具
4	県立歴史館	10件	2.3億円	電子顕微鏡、書架
5	消防課	5件	2.1億円	空中消火用機材、無線装置
6	林業総合センター	18件	1.9億円	工作機械、試験検査器具
7	生活文化課	16件	1.5億円	ピアノ、オーケストラ台
8	農業試験場	13件	1.5億円	試験装置、分析装置
9	工科短期大学校	16件	1.1億円	工作機械、実験装置
10	畜産試験場	11件	0.9億円	試験装置、分析装置

表-3は、借入物品の主な状況を調査したものです。教育機関では、NC旋盤などの借入れをしていました。警察機関では、運転シュミレーターや合格発表装置などの借入れをしていました。

表-3 借入物品の主な状況

機関名	件数	主な用途
工科短期大学校	5件	NC旋盤、エレベーター制御実習装置など
長野技術専門学校	5件	マシニングセンター、画像処理実習装置など
科学捜査研究所	4件	ガスクロマトグラフ、X線マイクロアナライザなど
佐久技術専門学校	3件	NC旋盤、マシニングセンターなど
東北信運転免許課	2件	運転シュミレーター、無停電電源装置
中南信運転免許課	2件	模範運転装置、合格発表装置

(2) 使用実績がない重要物品

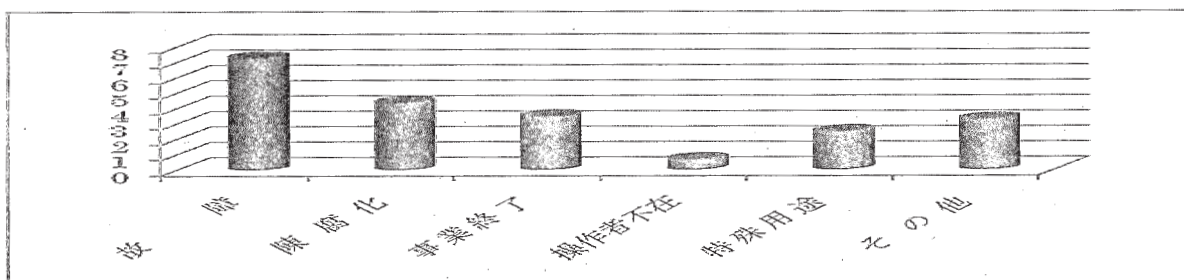
表-4は、年間使用実績がなかった重要物品について、その理由を調査したものです。故障などで使用できないものが取得価格ベースで7億3千万余円(54件)、陳腐化(機能が旧式となったもの)しているものが同4億4千万余円(37件)でした。また、使用目的の事務・事業が終了したものが同3億5千万余円(24件)でした。一方、代替機種のない実験装置など用途の特殊性により直近での使用日数が年間0日でも、将来に備えて保有する必要がある重要物品は、取得価格ベースで2億5千万余円(19件)でした。

表-4 使用実績がない理由

項目	使用実績がない期間 (1年以上3年未満)		使用実績がない期間 (3年以上)		合計	
	取得価格の合計	件数	取得価格の合計	件数	取得価格の合計	件数
故障	80,511,500円	6件	657,619,801円	48件	738,131,301円	54件
陳腐化	101,213,200円	6件	348,193,376円	31件	449,406,576円	37件
事業終了	184,274,000円	6件	167,870,007円	18件	352,144,007円	24件
操作者不在	0円	0件	70,709,200円	6件	70,709,200円	6件
特殊用途	60,467,600円	6件	191,600,080円	13件	252,067,680円	19件
その他	223,404,000円	8件	107,798,250円	12件	331,202,250円	20件
計	649,870,300円	32件	1,543,790,714円	128件	2,193,661,014円	160件

図-1 使用実績がない理由

(単位:億円)



(3) 3年間使用実績がない重要物品

表-5は、3年間使用実績がない重要物品について、今後の対応を調査したものです。その結果、「廃棄又は廃棄予定」が63件7億9千万余円、「方針未定」が29件3億4千万余円でした。研究機関では、使用頻度が数年に1回程度という重要物品も存在していました。また、故障していれば、「廃棄又は廃棄の予定」と判断しやすい一方で、3年間使用実績がない重要物品であっても、故障していない場合は、「方針未定」となるケースが多い状況が見られました。

表-5 今後の対応 (3年間使用実績がない重要物品)

今後の対応	件数 (A)	うち故障中 (B)	(B) / (A)	取得価格の合計
廃棄又は廃棄予定	63件	37件	58.7%	792,929,401円
利用予定	36件	7件	19.4%	409,181,917円
方針未定	29件	4件	13.7%	341,679,396円
計	128件	48件	37.5%	1,543,790,714円

図-2 3年間使用実績がない重要物品の今後の対応 (取得価格の合計) (単位:百万円)

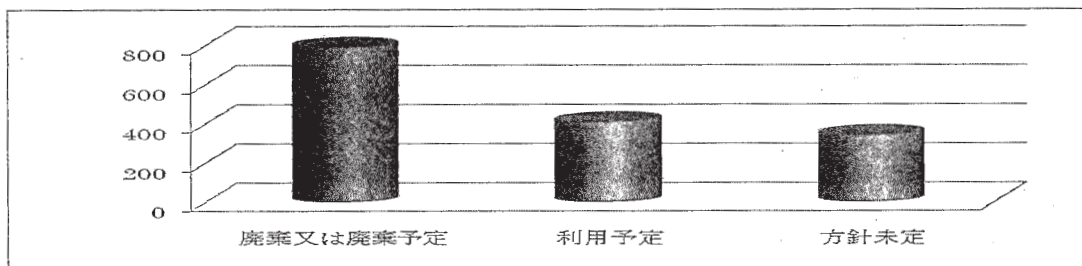
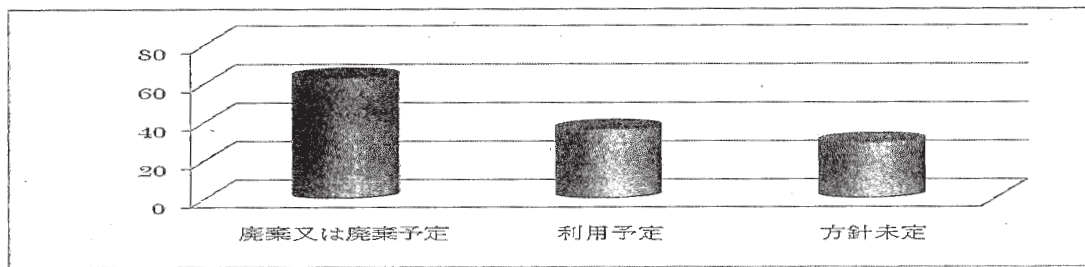


図-3 3年間使用実績がない重要物品の今後の対応 (件数)

(単位:件)



(4) 保守点検

表-6は、重要物品の維持管理の状況を調査したものです。年間100万円以上の保守点検料を支出して管理をしていた重要物品は、21件、4機関にありました。使用実績のない重要物品への保守点検料の支出はありませんでした。

表-6 100万円以上の保守点検

該当機関	件数	項目
工業技術総合センター	15件	分析器、電子顕微鏡など
総合リハビリテーションセンター	2件	MR I、麻酔システム
千曲川流域下水道建設事務所	2件	水質分析計
松塩水道用水管理事務所	2件	水質分析計

(5) 借入物品の管理

借入物品の管理に対しては、指摘事項及び指導項目はありませんでした。

(6) 重要物品の管理

重要物品の管理に対しては、指摘事項及び指導項目はありませんでした。しかし、備品表示票がないものや備品修繕記録簿に記録がないものが一部あり、直ちに改善を求めました。また、故障して1年以上使用できない重要物品が54件(表-4参照)ありました。

4 監査委員の意見

(1) 速やかな不用決定

故障や陳腐化により3年以上使用実績がないものが79件、取得価格合計で10億5百万円余円ありました(表-4参照)。廃棄すべき重要物品は、速やかに不用決定をするよう財産管理者に周知してください。

なお、予算措置ができないなどの理由で、直ちに廃棄ができない場合の資産管理方法を検討してください。(対象:財産活用課)

(2) LL教室について

多くの高等学校のLL教室(ランゲージ・ラボラトリー教室)は、英語教育の変化に伴い、英語の授業ではほとんど利用されず、また、多くのカセットテープレコーダーは故障して使用できないまま重要物品とされていました。不用決定が進まない理由としては、ブースなどを撤去する費用が予算措置できないことや、教室数に余裕が生じており現状でも特に困らないこと、ボタンなどの装置は故障していても机と椅子があれば授業に利用できることなどでした。廃棄すべき重要物品は、速やかに不用決定をしてください。

また、多くの高等学校におけるLL教室は、テレビなどの視聴覚機材を備え、防音構造や階段教室等の特別な仕様の教室となっています。これらの特色を生かして、映像を活用した授業や吹奏楽

等のクラブ活動などに有効活用されている事例、補習授業に利用している事例がありました。多額の費用をかけてLL教室を改修することは現実的ではありませんが、安価な経費でLL教室を有効活用できるよう検討してください。(対象：高校教育課)

(3) 使用状況の把握について

データにより使用状況を把握することは、成果の測定や機器の更新時期、修理時期などを判断する際に大切な根拠となります。しかし、今回の調査では、使用簿により使用状況の確認をしていた重要物品は、175件しかありませんでした。最近の機種では、内蔵されたカウンター等により、使用状況を把握できる機能があるものもあり、一定様式の使用簿を定めることは必ずしも必要ではありませんが、物品購入時において、必要に応じて使用状況の把握方法を定めるようなルールづくりを検討すべきと考えます。(対象：財産活用課)

(4) 定期的な現物確認について

重要物品については、定期的な現物確認は適切に行われていました。今後も、財産管理者において現物照合の基準日を3月31日現在として定期的な現物確認ができるよう徹底してください。

(対象：財産活用課)

テーマ2：適切な工事等の発注（入札中止等の状況とその対応）について

(建設工事並びに建設工事及び維持管理に係る業務委託関係)

1 監査目的

入札制度改革や事務処理の電子化などによって工事等の発注に関する事務手続が従前と比べ複雑化するなかで、設計積算や入札手続のミスなどによる公告期間の延長や入札中止（以下「入札中止等」という。）が発生しがちになっています。入札中止等は入札参加者の負担となるほか、入札の遅れによる県民サービスの低下につながります。

そこで、本年度の重点監査では、入札中止等の発生状況や発生の背景を把握し、現状のミス防止対策などの改善点について調査することにより、適切な工事等の発注確保に資することを目的としました。

2 監査対象

監査対象343機関のうち、工事監査対象である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関を対象に監査しましたが、本調査では、地方事務所について農地整備課と林務課を分けて行ったため、調査対象は45機関となります。

3 監査結果

調査対象機関が行う工事等の発注案件で、「長野県電子入札システム」などを利用して平成24年度中に公告又は開札したもののうち、何らかの事情により公告期間の延長や入札中止を行ったものに着目して調査を行いました。

(1) 入札中止等の発生状況

県の工事等の発注に関して、入札契約手続中に公告内容にミス等が発見された場合、その内容が軽微で公平な競争を妨げないと判断されるものは、修正の上、公告期間を延長するなどして継続できることとされていますが、そうでないものは入札中止により対応をしています。

ア 発注件数と発生率

工事等の発注において、全公告件数4,273件のうち、251件5.9%が、公告内容の修正が必要となったことから、公告期間延長や入札中止の対応を行っています。

その内訳は、公告期間延長が146件3.4%、入札中止が105件2.5%となっています。また、工事委託別では、工事が148件6.1%、委託が103件5.6%で、やや工事の発生率が高くなっています（表-1参照）。

表-1 工事委託別の発生件数と発生率

		(単位：件)			
内容		工事	委託	合計	発生比率
全公告件数		2,431	1,842	4,273	
発生 案件 数	公告期間延長	89	57	146	3.4%
	入札中止	59	46	105	2.5%
	合計	148	103	251	5.9%
	発生比率	6.1%	5.6%	5.9%	

発注件数と発生率を部局別で見ると、件数が多い順に、建設部（旧住宅部分は別掲。以下同じ（図表中を含む。））が183件6.3%、続いて農政部和林務部がそれぞれ29件6.5%、29件4.9%であり、続いて旧住宅部と企業局がそれぞれ5件4.2%、5件2.8%となっており、環境部は発生していませんでした（表-2参照）。

表一 2 部局別の発生件数と発生率

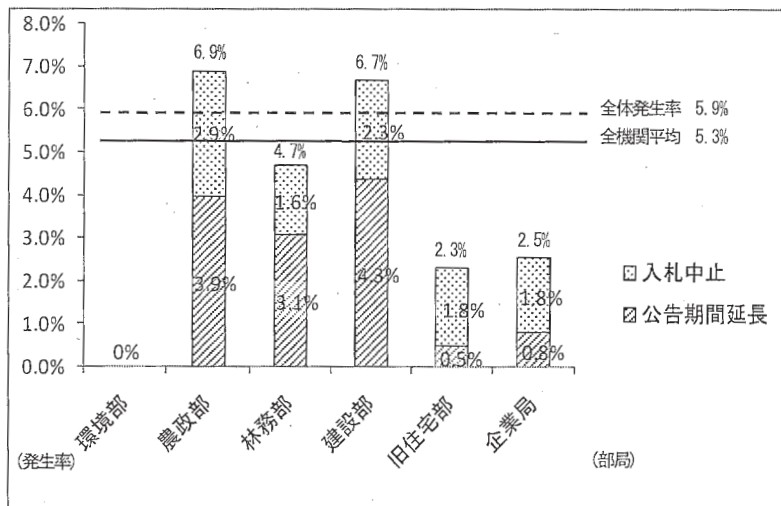
(単位: 件)

内容		環境部	農政部	林務部	建設部	旧住宅部	企業局	合計
全公告件数		15	445	591	2,924	120	178	4,273
発生案件数	公告期間延長	0	18	19	107	1	1	146
	入札中止	0	11	10	76	4	4	105
	合計	0	29	29	183	5	5	251
	発生比率	0%	6.5%	4.9%	6.3%	4.2%	2.8%	5.9%

また、入札中止等の発生率について部局ごとに機関別発生率の平均値を表すと図-1のとおりとなり、農政部が最も高く6.9%、続いて建設部が6.7%、林務部が4.7%でした(図-1参照)。

これらの公告期間延長や入札中止後に再度入札を行った結果、落札の時期に公告期間延長の場合で平均して約7日、入札中止の場合で約29日の遅延が発生しています。

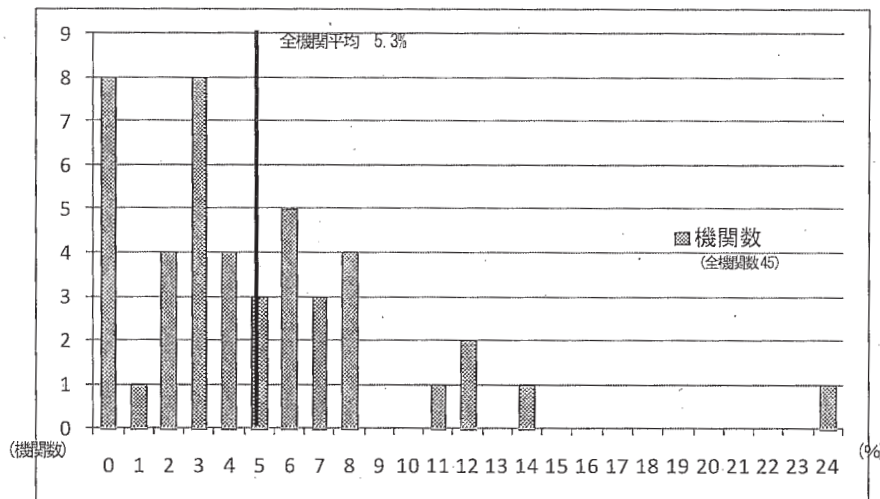
図-1 部局ごとの機関別発生率平均値



調査対象 45機関の入札中止等の発生率分布を見ると、一番多いのが0%台(0%以上1%未満。以下同じ。)と3%台で、それぞれ8機関、次いで6%台が5機関となっています(図-2参照)。

発生率の一番高いのは24.6%の1機関であり、次いで14.9%の1機関となっています。また、0%台の8機関についてはいずれも発生率が0%でした。

図-2 入札中止等の機関別発生率分布



イ 入札中止等となった状況と理由

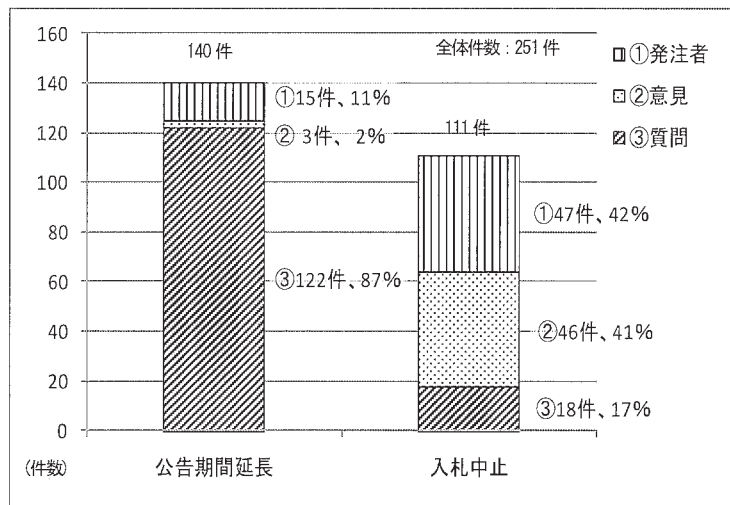
入札中止等を判断したきっかけについて表すと図-3のとおりとなります。

県の主な入札方式である受注希望型競争入札（総合評価型落札方式を含む。）では、発注公告後に入札参加希望者からの質問を受け付ける期間を設けています。

公告期間延長をしたものについては、その質問（図中「質問」と表示。）がきっかけとなりミス等が判明したものが122件87%と最も高くなっています。

入札中止したものについては、開札後の状況などから発注者自らが発見したもの（図中「発注者」と表示。）が47件42%で、続いて質問期間締切り後に入札参加者等からの意見をきっかけにミス等が判明したもの（図中「意見」と表示。）が46件41%となっています（図-3参照）。

図-3 入札中止等を判断したきっかけ



入札中止等に至った理由については、図-4に示すとおり、予定価格算出根拠となる設計積算の内容が適切でなかったものが194件77%、次いで、発注に関する手続や公告内容などが適切でなかったものが36件14%、この2つを併せて230件91%が、何らかのミスなど、適切な事務処理が行われていないために入札中止等に至ったものです。残りの21件9%は、他の発注案件の影響で連鎖して中止等になったもの17件7%や、事業での地元協議などの影響によりやむを得なかったもの4件2%となっています（図-4参照）。

図-4 入札中止等に至った理由

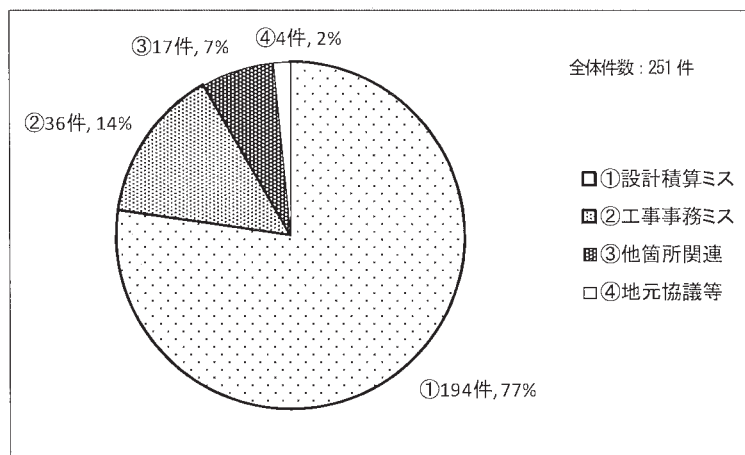
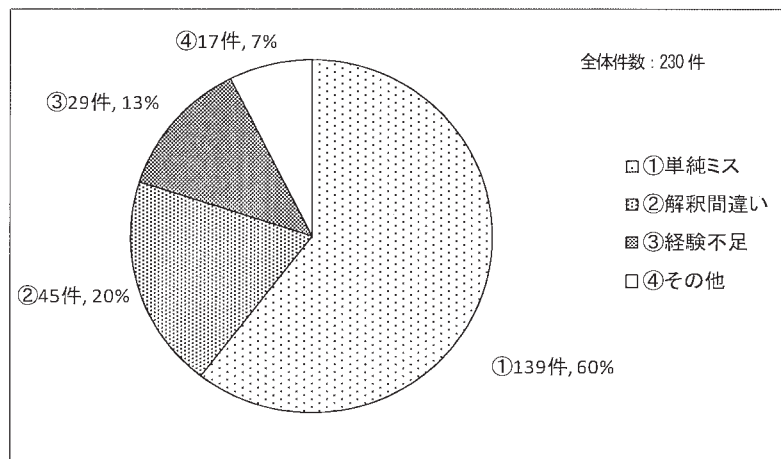


図-5は、公告期間延長や入札中止に至ったもの全251件のうち、設計積算や入札事務のミスによるもの230件についての、原因別の状況を表しています。

それを見ると、「単純ミス」によるものが139件60%を占めており、確認が不十分であることがうかがえます。以下、「解釈間違い」によるものが45件20%、「経験不足」によるものが29件13%となっています(図-5参照)。

図-5 入札中止等に至った原因(ミス等によるもの)



(2) ミス等発生防止の取組状況と発生の背景

各機関においてどのようにミス等の発生防止に取り組んでいるのか、「チェック体制や制度」、「職員意識や職務能力」、「職務環境や職場支援」の3つの側面からその状況を調査するとともに、ミス等が発生する背景についてアンケートで調査を行いました。

ア チェック体制や制度について

[取組状況]

- ・ 各機関とも、内容審査については、「設計積算」や「入札事務」とともに担当者以外の者が実施しており、起案決裁の過程での確認を含めていずれも複数者による審査を実施している。
- ・ 内容審査に当たっては、ほとんどの機関において「設計積算」、「入札事務」のいずれも、チェックリストを活用している。そのうち本庁主管課から通知されたものに手を加えるなどして独自に工夫したものを利用している機関は、「設計積算」、「入札事務」とともに7機関16%にとどまっている。
- ・ 「設計積算」について、建設事務所では主に審査を行う担当者が定められている場合が多いが、その他の機関においては組織規模が比較的小さいため、上司を含めた他の者が行うことが多い。
- ・ 「入札事務」について、地方事務所(農地整備課及び林務課)では、組織規模が小さいため、技術担当者も含めた審査を実施しているところが多い。

[発生の背景]

- ・ ミス等が発生する背景としてどんなことが考えられるかをアンケートで各機関に複数回答方式により回答してもらったところ、「設計積算」では、「業務多忙によるチェック不足」が1位で32%となっており、以下、2位が「専門性が高く見落としがち」で18%、3位が「職員異動などによる不慣れ」で15%の順であった。
- ・ 一方、「入札事務」では、「職員異動などによる不慣れ」が1位で24%、「業務多忙によるチェック不足」が2位で23%、3位が「システム化により他職員の確認が不足」で15%となっている(表-3参照)。

表-3 ミス等が発生する背景 (チェック体制や制度)

順位	設計積算		入札事務	
	比率	内容	比率	内容
1	32%	業務多忙によるチェック不足	24%	職員異動などによる不慣れ
2	18%	専門性が高く見落としがち	23%	業務多忙によるチェック不足
3	15%	職員異動などによる不慣れ	15%	システム化により他職員の確認が不足

イ 職員意識や職務能力について

〔取組状況〕

- ・ 入札中止等の状況の把握とその情報共有については、ほぼ全機関で行っている。また、設計積算ミスについては、「設計積算情報連絡シート」を作成し、積算情報交換ネットワークにより情報共有している。
- ・ どの機関も必要な研修等には参加しているが、組織内で積算ミス等をテーマとした会議を行うなどの積極的な取組を行っているところは少ない状況である。

〔発生の背景〕

- ・ ミス等が発生する背景として、職員意識や職務能力に関してどんなことが考えられるかをアンケートで各機関に複数回答方式により回答してもらったところ、「設計積算」では、「担当者の知識や経験不足」が1位で26%、以下、2位が「頻繁な制度改正による知識不足」で20%、3位が「審査者の知識や経験不足」で20%であった。
- ・ 「入札事務」では、1位が「頻繁な制度改正による知識不足」が28%、以下、2位が「担当者の知識や経験不足」で23%、3位が「審査者の知識や経験不足」で15%であった。
- ・ 「設計積算」と「入札事務」のいずれにおいても知識や経験が不足することが、ミス等の発生の背景となっていると回答している (表-4 参照)。

表-4 ミス等が発生する背景 (職員意識や職務能力)

順位	設計積算		入札事務	
	比率	内容	比率	内容
1	26%	担当者の知識や経験不足	28%	頻繁な制度改正による知識不足
2	20%	頻繁な制度改正による知識不足	23%	担当者の知識や経験不足
3	20%	審査者の知識や経験不足	15%	審査者の知識や経験不足

ウ 職務環境や職場支援について

職場における職務環境や職場支援に関して、ミス等が発生する背景としてどんなことが考えられるかをアンケートで各機関に複数回答方式により回答してもらったところ、「設計積算」と「入札事務」のいずれも1位は、「職場でのコミュニケーション不足」が挙げられています (それぞれ35%と30%)。

以下、「設計積算」では、2位が「基準や通知類の活用環境が十分でない」で22%、3位が「マニュアル等が十分でない」で17%でした。「入札事務」では、2位が「マニュアル等が十分でない」で24%、3位が「システム化により他職員の確認が不足」で23%となっています。

このことから、事務のコンピュータ導入のシステム化などにより、各職場においてコミュニケーション不足が見られることや、ペーパーレス化により必要な基準や通知類、マニュアル等の活用環境が十分でない状況がうかがえます(表-5参照)。

表-5 ミス等が発生する背景(職務環境や職場支援)

順位	設計積算		入札事務	
	比率	内容	比率	内容
1	35%	職場でのコミュニケーション不足	30%	職場でのコミュニケーション不足
2	22%	基準や通知類の活用環境が十分でない	24%	マニュアル等が十分でない
3	17%	マニュアル等が十分でない	23%	システム化により他職員の確認が不足

また、職場における基準や通知類の活用環境について択一方式でアンケートにより質問した結果、表-6のとおりとなりました。

質問1では、「必要な通知類が手元になく探すのに苦労することはあるか」の問いに対して、「設計積算」で73%が、「入札事務」で76%が「ある」と回答しています。

質問2では、「職員情報サービス(JSN)などの通知類の掲載内容は十分か」の問いに対して、「設計積算」では78%、「入札事務」では71%が「不十分」と回答しています。

質問3では、「職員情報サービス(JSN)などの掲載内容の充実を希望するか」の問いに対して、「設計積算」では93%が、「入札事務」では89%が「はい」と回答しています(表-6参照)。

表-6 基準や通知類の活用環境について

質問	設計積算		入札事務	
	ある	ない	ある	ない
(質問1) 必要な通知類が手元になく探すのに苦労することはあるか	73%	27%	76%	24%
(質問2) 職員情報サービス(JSN)などの通知類の掲載内容は十分か	78%	20%	71%	29%
(質問3) 職員情報サービス(JSN)などの掲載内容の充実を希望するか	93%	4%	89%	9%

(注) 無回答機関があるため、表中数値の合計は必ずしも100%となりません。

エ 有効な取組事例や意見・要望について

今回の調査では、全45機関のうち20機関44%が、ミス等発生防止のため独自の取組を行っていました。そのうち有効と考えられる取組事例や、現場の立場からの意見や要望で主なものを紹介すると次のとおりです。

[有効な取組事例]

- ・ 各地方事務所(農地整備課、林務課)では、発注設計図書の審査に当たって、修正等の内容を記録することにより審査過程を明確にしている。また、修正等が多い場合は、関係者で打合せを行いチェックを徹底しているところもある。
- ・ 設計積算ミスが起きた場合に、その担当職員が「設計積算情報連絡シート」を用いて職場内会議で事例発表するなど、積算ミスをテーマにした会議を行い担当者の意識を向上させている。
- ・ 「入札事務」の一連の作業フローとチェックリストを作成し段階的な確認を行っている。
- ・ 職員用ネットワークページを作り、他のデータベースとリンクして発注に関する様々な情報を分か

りやすく整理して活用している(「第4 監査委員の意見」の「4 推奨事例」参照)。

【推奨事例：森林政策課、佐久建設事務所】

- ・ 部内の積算ミスの発生原因を独自に分析し、所内研修会で役立てているほか、チェックの形骸化を防止するため、審査手順を見直して審査前に上司による概略確認を行うなど効果的なチェックに努めている(「第4 監査委員の意見」の「4 推奨事例」参照)。

【推奨事例：飯田建設事務所】

〔意見・要望〕

(7) 職員情報サービス(JSN)について

- ・ 職員情報サービス(JSN)での検索に労力を要しており、円滑に検索できるよう文書番号や通知日、キーワードなどによる検索機能を強化してほしい。
- ・ 文書を電子メールで施行する場合には、必ず職員情報サービス(JSN)へも掲載し、活用されているものが全てそろっているようにしてほしい。
- ・ 職員情報サービス(JSN)内の書類の一覧や目録、体系図のようなものを整備し、格納場所が分かるようにしてほしい。

(イ) システム上の改善について

- ・ 積算や工事事務の各システムについて、利用者の意見を取り入れて順次機能を改善してほしい。

(ウ) マニュアル等の充実整備

- ・ 電子メールで改正通知を送信するのみでなく、定期的に冊子、文書を発行してほしい。
- ・ 工事事務に関する疑問を定期的にQ&Aとして掲載してほしい。

(エ) 少人数職場の未経験者支援について

- ・ 少人数職場の未経験者(特に入札事務)については、相談する職員も少なく、異動当初不慣れでミスを起こしやすいため、何らかの支援をお願いしたい。
- ・ 研修に参加しても未経験者には理解しにくく、未経験者用の研修やマニュアル、事務処理のQ&Aなどを整備してほしい。

(オ) 基準や通知類の改訂経緯や一覧の整備について

- ・ 基準や通知の改定があった場合、その変遷がわかるように新旧基準等を時系列で表示し整理してほしい。

4 監査委員の意見

長野県の工事等における主な入札方式である受注希望型競争入札(総合評価落札方式を含む。)は、「長野県電子入札システム」を利用して行われ、そこに発注案件を公告して、一定の質問期間を経てから開札し、その後、落札候補者の資格審査等を行って落札者を決定しています。

今回、調査対象機関が一連の入札手続を進める中で発生する入札中止等の状況や、ミス等発生防止の取組と発生の背景について調査を行ったところ、全公告件数4,273件のうち、251件5.9%について何らかの理由により、公告期間の延長や入札中止に至る案件があり、そのうち230件5.4%については、「設計積算」又は「入札事務」上のミス等が原因であることが判明しました。このような状況を受け、次の点について改善に向けての検討が必要と判断しました。

(対象：生活排水課、農地整備課、森林政策課、建設政策課技術管理室、企業局本庁(以上、調査対象機関の主管課)及び総務事務課(該当部分に関してのみ))

(1) チェック体制や制度について

主管課からの通知に基づくチェックシートの活用やダブルチェックなどの取組は、どの機関においても実施されていますが、形骸化している場合も見受けられますので、チェック項目やチェック方法について

は、効果的な確認ができるように各機関の実情に応じたやり方を工夫してください。

また、設計積算ミス他者へも情報提供するため設けられた「設計積算情報連絡シート」については、入札事務等についても対象にするなど、その活用方法について検討が必要と思われます。

さらに、設計審査の指摘や処理事項についてその過程を記録し確認することがおそろかになっている事例も相当数見受けられますので、審査過程を記録し関係者全てがその内容を確認できるように、処理状況の可視化に努めてください。

(2) 職員意識や職務能力について

ミス等の内容を見ると単純ミスが約60%と高い状況にあり、担当者本人が十分に確認すれば相当程度防げるものと考えられます。まずは、担当者本人がミスを起こさないという意識をしっかりと持った上で、審査前の本人確認の記録を残すことも、有効な方法であろうと考えます。

また、職場におけるミス等を防ぐ取組が不足しているところも見受けられます。ミス等発生防止の取組担当者を決め、定期的に会議で取り上げたり、数値目標を定めて取り組むなど、組織的な対応をしてください。

さらに、少人数職場での未経験担当者（特に入札事務）については、相談する職員が少ないため、異動当初に不慣れによるミスを起こしがちであることから、未経験者の職務能力向上のために研修やマニュアル等の充実について検討してください。

(3) 職務環境や職場支援について

ミス等が発生する背景として、事務のシステム化などの影響による「職場でのコミュニケーション不足」を指摘する声現場から挙がっています。業務内容や職員能力に見合った適切な人員配置や、分からないことを気軽に聞き合える風通しのよい職場環境を確保維持するよう、特に管理監督の立場にある職員は努めてください。

また、今回の調査で現場からの意見や要望として多かったのが、職員情報サービス（J-SN）などについての検索機能の強化や掲載内容の充実などです。各担当者は、ペーパーレス化が進み紙での情報が少なくなる中で、電子化された通知や基準類を探すのに苦労しています。

電子データでの情報については、検索機能を強化したり、一覧表や職員用ネットワークページなどの活用により格納場所が分かりやすく調べやすいものとするほか、その内容については、改訂等の変遷を明確にした上で、必要なものをしっかりとそろえることが重要であると考えます。

さらに、過去に発行されたマニュアル等の冊子で現在活用されているものの中に、長期間更新されていないものがあるため、必要なものは順次、更新等を行ってください。それが難しい場合は、冊子全体を電子データ化していくことも一つの方法です。

その他、現在活用されている「設計積算」や「工事事務」に係る各電子システムについては、ミス防止のためのシステムの改善などを進めてください。

これまで、事務処理上のミス防止のために関係主管課から通知やマニュアルの作成などの対策が行われてきたところですが、実際のミス発生は決して少なくなっておらず、現在の対応はまだ不十分であると考えます。

各調査対象機関においては、ミス等の発生状況をしっかりと把握するとともに、その原因や背景を分析した上で、各機関の実態に即した改善策を組織として継続的に実施してください。

関係主管課においては、調査対象機関の状況をつぶさに把握し、ミス防止に効果の出る対策を現地任せとせず、自ら積極的に考え実施してください。また、効果的な対策を実施している機関があれば、それを組織全体での統一した取組としてください。

工事等を執行する行政機関として、発注に関するミスの発生により、入札参加者へ負担をかけるとともに行政への信頼を損ね、さらに入札の遅れにより県民サービスの低下につながっていることを真剣に受け止め、これらの対策について、組織を挙げた取組を進め、適切な工事等の発注が確保されるようお願いいたします。

第4 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 収入未済額の解消

平成24年度の収入未済額のうち、県税及び県税付帯債権に係るものを除いた、税外未収金の状況は次表のとおりで、その総額は、23億9,931万余円と、前年度に比べ2,393万余円の減少となっています。

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権(注)の収入未済額は18億1,570万余円で、前年度に比べ954万余円の減少となっています。新たな収入未済額は1億8,287万余円で昨年度より約8%減少し、収入済額は1億7,451万余円で昨年度より約32%増加しています。また、不納欠損額は1,693万余円で、昨年度の約8%と大幅に減少しています。

貸付金ごとの増減額をみると、高等学校等奨学金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金などで増加し、高度化資金貸付金、農業改良資金貸付金などで減少しています。

県では、平成24年3月に「長野県税外未収金縮減対策委員会」を設置し、現状や課題の分析、縮減のための取組手法などについて検討を行ってきましたが、委員会における検討を踏まえ、平成25年3月、「税外未収金縮減に向けた取組方針」が策定されました。

取組方針には、昨年度の報告に添えて提出した意見で求めた以下の観点も盛り込まれており、評価できます。

- ア 債権回収及び収入未済発生未然防止のための民間委託の活用
- イ 債権管理回収に係るノウハウの蓄積と共有化、フィードバック
- ウ 債権管理回収の各種手続や不納欠損処理等の基準の明確化

今後は、取組方針に示された「共通版対応マニュアル」を早期に作成するとともに、各債権の担当課では、債権ごとの「個別対応マニュアル」を作成し、取組方針に沿った適切な債権管理と収入未済額の縮減に努めてください。

また、民間委託の活用、債権放棄の基準の見直し、収納方法の多様化に関する検討、研修や強化月間の設定などの取組について引き続き検討し、できるものから実行に移していくことが望まれます。

(注) これらの債権の状況については、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

(注) 次頁以降の表中の【重点監査】【工事監査】の表示は、それぞれの項目に該当するものであることを示します。

監査委員の意見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機関名	債権名	収入未済額(円)
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	8,056,000 私
	障害者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	2,816,045 公
	障害者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	7,152,060 私
	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金※	83,682,217 公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金※	18,141,330 公
	こども・家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	280,398,789 私
	松本保健福祉事務所	障害者自立支援対策特別対策事業補助金	17,997,000 公
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金	3,358,705 公
	総合リハビリテーションセンター	施設使用料	3,305,669 私
	保健福祉事務所	生活保護費 未熟児養育医療一部負担金 他	14,586,456 公 573,464
環境部	廃棄物監視指導課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	285,583,123 公
商工労働部	産業政策課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
	産業政策課	不法占有に係る賃料相当額	60,642,945 私
	経営支援課	高度化資金貸付金※ (特)	796,365,239 私
	経営支援課	設備近代化資金貸付金※ (特) commons新産業創出事業助成金 他	40,339,849 私 741,285
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金※ (特)	28,575,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	5,871,975 私
	松本地方事務所農地整備課	入札保証金	1,965,075 私
	松本、諏訪地方事務所農地整備課	契約解除に伴う前払金返還に係る利息	219,482 私
林務部	信州の木振興課	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	16,844,930 私
	信州の木振興課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,161,578 私
建設部	住宅課	県営住宅使用料※	177,955,015 私
	住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料※	1,152,710 私
	住宅課	県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	99,991,074 私
	松本建設事務所	契約解除に伴う補償金	99,521,879 私
	上田建設事務所	河川占用料	15,034,696 公
	北信建設事務所	復旧工事原因者負担金	4,791,000 公
	北信建設事務所	工事現場整理費用	1,030,676 私
	地方事務所建築課 建設事務所	県営住宅一時使用料 契約解除に伴う違約金等	1,113,758 公 3,370,117 私
教育委員会	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金※ (特)	90,245,020 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	28,770,575 私
	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,196,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	134,022,515 私
	高等学校	高等学校授業料 給与返納 他	4,965,786 公 961,383
計			2,399,312,620

(注) 県税付帯債権(延滞金等)は除いています。
 ※: 貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権
 特: 特別会計に係る貸付金などの債権
 公: 使用料、手数料、分担金などの公法上の債権、いわゆる「公債権」
 私: 貸付金や財産収入などの私法上の債権、いわゆる「私債権」

税外収入未済額の推移

区分	平成24年度	平成23年度	増減	前年度比
収入未済額	2,399,312,620円	2,423,243,851円	△23,931,231円	99.0%

継続性があり今後収入未済の発生が見込まれる債権の推移

区分	平成24年度	平成23年度	増減	前年度比
※印の付いた債権の計	1,815,704,368円	1,825,254,085円	△9,549,717円	99.5%

上記債権の回収状況

区分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損した額C	減額調定額D	増減額A-B-C-D
増減の内訳	182,874,987円	174,513,022円	16,939,694円	971,988円	△9,549,717円

監査委員の意見

2 補助金等交付事務の適正化

補助金等交付事務については、交付決定や完了検査、確定などの事務処理の懈怠や、支出負担行為の事前審査に係る財務規則違反の指導事項がありました。また、指導事項にはならなかったものの、交付申請から交付決定までに必要以上の時間を要しているものや、執行状況報告書を徴取していないもの、完了検査の時期や方法が不適切であったもの、間接補助金における事業完了時期が不適切であったもの、財産管理台帳の保存が不適切であったもの、確定の時期が遅いものなど事務の改善を求めた事項が多々ありました。

所属によっては、補助金等の事務処理経過表を作成し、一連の処理について日付等を記入して管理し、事務の適正化、効率化に努めているところもありました。その一方で、部として予算執行管理表を作成していたものの、必要なチェックが行われていないなど形骸化している所属もありました。

補助金等の財源は県民が納めた税金であり、当然ながら、県には用途や効果についての説明責任があります。そのことを十分自覚して、補助金等の交付決定や完了検査、確定の事務に当たってください。

3 情報セキュリティ対策の徹底

本年5月には、健康福祉部において、個人情報2万9,595件を記録したCD-ROM等を紛失するという重大な事実が発覚し、また、9月には、県立高等学校において、学習成績等が記録されたUSBメモリを紛失するという事象が発生しました。

個人情報等が保存された重要な情報資産を漏えいや改ざん等の脅威にさらすことは、県行政に対する信頼を損ないかねない重大な行為です。改めて各所属において情報管理のあり方について点検し、情報セキュリティ対策の徹底を図ってください。

4 納品から請求、支払までの適正な管理

需用費の執行に当たり、納品日（給付完了日）から請求日までに3か月以上を要しているものが24件、13,179,165円ありました。いずれも業者から請求書の提出がなかったためであり、請求書が提出されてから支払までは適正に処理されていましたので法的な問題はありますが、予算の執行管理上は、給付完了後は速やかに支払が行われることが望ましいと考えますので、必要に応じ請求書の提出を催告するなど、支払事務の適正な管理に努めてください。

5 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成24年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告があったものが、47件、1,261万余円となっており、前年度と比較して件数では3件増加し、金額では776万余円減少しています。全体のうち7件については人身事故を伴っています。

また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用が必要になっています。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。

2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部局等	監査委員の意見				所管機関																																			
総務部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>県税の収入未済額において、個人県民税、自動車税、法人事業税などで特に減少し、平成21年度以降3年間、連続して10%前後の縮減が図られるなど縮減努力が認められます。</p> <p>(現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1" data-bbox="327 616 1262 936"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税</td> <td>5,052,921,772円</td> <td>5,613,182,170円</td> <td>△560,260,398円</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(主な内訳)</td> </tr> <tr> <td>①個人県民税</td> <td>3,693,307,674円</td> <td>4,048,024,389円</td> <td>△354,716,715円</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>②自動車税</td> <td>637,389,188円</td> <td>764,819,018円</td> <td>△127,429,830円</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>③不動産取得税</td> <td>295,114,635円</td> <td>301,266,607円</td> <td>△6,151,972円</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>④法人事業税</td> <td>186,218,074円</td> <td>210,782,100円</td> <td>△24,564,026円</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比	県税	5,052,921,772円	5,613,182,170円	△560,260,398円	90.0%	(主な内訳)					①個人県民税	3,693,307,674円	4,048,024,389円	△354,716,715円	91.2%	②自動車税	637,389,188円	764,819,018円	△127,429,830円	83.3%	③不動産取得税	295,114,635円	301,266,607円	△6,151,972円	98.0%	④法人事業税	186,218,074円	210,782,100円	△24,564,026円	88.3%	税務課
	区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比																																			
	県税	5,052,921,772円	5,613,182,170円	△560,260,398円	90.0%																																			
	(主な内訳)																																							
	①個人県民税	3,693,307,674円	4,048,024,389円	△354,716,715円	91.2%																																			
	②自動車税	637,389,188円	764,819,018円	△127,429,830円	83.3%																																			
	③不動産取得税	295,114,635円	301,266,607円	△6,151,972円	98.0%																																			
	④法人事業税	186,218,074円	210,782,100円	△24,564,026円	88.3%																																			
	<p>また、税源移譲(注)後、平成21年度から24年度までの収入未済額の現年度分と滞納繰越分の内訳は、以下のとおりです。滞納繰越分の収入未済額は、平成23年度において初めて前年度を下回りました。さらに平成24年度は、前年度を金額、率ともに上回る縮減を果たしています。これは、県税徴収対策室の設置、滞納整理の機能分担制の導入や個人県民税の直接徴収など徴収体制の見直し、年間を通じた差押えの実施、さらにインターネット公売など差押財産の換価方法の工夫といった取組による効果の現れと評価できます。しかしながら、いまだ50億円を超える収入未済額があります。収入未済額を更に減少させるためには、7割以上を占める滞納繰越分の縮減を図ることが重要ですので、新たな滞納繰越の発生を極力減少させるとともに、これまでの徴収体制や換価方法などを検証し、より一層の効果を上げるように努力してください。</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入未済額</td> <td>5,052,921,772円</td> <td>5,613,182,170円</td> <td>6,284,697,382円</td> <td>6,849,331,039円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,390,766,585円</td> <td>1,417,310,778円</td> <td>1,629,596,633円</td> <td>2,503,643,787円</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>3,662,155,187円</td> <td>4,195,871,392円</td> <td>4,655,100,749円</td> <td>4,345,687,252円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成24年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成21年度末	収入未済額	5,052,921,772円	5,613,182,170円	6,284,697,382円	6,849,331,039円	(内訳)					現年度分	1,390,766,585円	1,417,310,778円	1,629,596,633円	2,503,643,787円	滞納繰越分	3,662,155,187円	4,195,871,392円	4,655,100,749円	4,345,687,252円											
区分	平成24年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成21年度末																																				
収入未済額	5,052,921,772円	5,613,182,170円	6,284,697,382円	6,849,331,039円																																				
(内訳)																																								
現年度分	1,390,766,585円	1,417,310,778円	1,629,596,633円	2,503,643,787円																																				
滞納繰越分	3,662,155,187円	4,195,871,392円	4,655,100,749円	4,345,687,252円																																				
<p>(注) 地方分権を推進するための三位一体改革の一環で、平成19年度に国税である所得税を減らし、地方税の住民税を増やすことで財源を国から地方に移しました。</p>																																								

部局等	監査委員の意見					所管機関																													
健康福祉部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、引き続き貸付金返還金滞納者個々の状況把握を的確に行い、「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」による適切な債権管理・回収の手続を行うことにより、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1" data-bbox="304 613 1246 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>8,056,000円</td> <td>5,981,000円</td> <td>2,075,000円</td> <td>134.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況: 増減内訳)</p> <table border="1" data-bbox="304 792 1246 938"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>3,751,000円</td> <td>920,000円</td> <td>0円</td> <td>756,000円</td> <td>2,075,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	8,056,000円	5,981,000円	2,075,000円	134.7%	区分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	看護職員修学資金貸付金	3,751,000円	920,000円	0円	756,000円	2,075,000円	医療推進課							
	区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比																														
看護職員修学資金貸付金	8,056,000円	5,981,000円	2,075,000円	134.7%																															
区分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																														
看護職員修学資金貸付金	3,751,000円	920,000円	0円	756,000円	2,075,000円																														
<p>2 収入未済額の解消</p> <p>社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、一部に縮減努力が認められますが、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1" data-bbox="304 1402 1246 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>2,816,045円</td> <td>4,940,135円</td> <td>△2,124,090円</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>7,152,060円</td> <td>5,988,140円</td> <td>1,163,920円</td> <td>119.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況: 増減内訳)</p> <table border="1" data-bbox="304 1671 1246 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>増減額 A-B-C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>165,200円</td> <td>868,280円</td> <td>1,421,010円</td> <td>△2,124,090円</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>2,342,960円</td> <td>571,740円</td> <td>607,300円</td> <td>1,163,920円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	2,816,045円	4,940,135円	△2,124,090円	57.0%	心身障害者扶養共済加入者掛金	7,152,060円	5,988,140円	1,163,920円	119.4%	区分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増減額 A-B-C	社会福祉施設入所者負担金	165,200円	868,280円	1,421,010円	△2,124,090円	心身障害者扶養共済加入者掛金	2,342,960円	571,740円	607,300円	1,163,920円	障害者支援課
区分	平成24年度末	平成23年度末	増減	前年度比																															
社会福祉施設入所者負担金	2,816,045円	4,940,135円	△2,124,090円	57.0%																															
心身障害者扶養共済加入者掛金	7,152,060円	5,988,140円	1,163,920円	119.4%																															
区分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増減額 A-B-C																															
社会福祉施設入所者負担金	165,200円	868,280円	1,421,010円	△2,124,090円																															
心身障害者扶養共済加入者掛金	2,342,960円	571,740円	607,300円	1,163,920円																															

部局等	監査委員の意見	所管機関																																												
健康福祉部	<p>3 収入未済額の解消</p> <p>児童福祉施設入所負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1" data-bbox="316 474 1273 667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>83,682,217円</td> <td>81,098,033円</td> <td>2,584,184円</td> <td>103.2%</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>18,141,330円</td> <td>17,543,980円</td> <td>597,350円</td> <td>103.4%</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>280,398,789円</td> <td>272,134,808円</td> <td>8,263,981円</td> <td>103.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況：増減内訳)</p> <table border="1" data-bbox="316 761 1273 1034"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額B</th> <th>不納欠損額C</th> <th>減額調定額D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>15,425,495円</td> <td>736,599円</td> <td>12,064,212円</td> <td>40,500円</td> <td>2,584,184円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>2,887,520円</td> <td>1,578,040円</td> <td>712,130円</td> <td>0円</td> <td>597,350円</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>34,119,107円</td> <td>24,408,384円</td> <td>1,446,742円</td> <td>0円</td> <td>8,263,981円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比	児童福祉施設入所負担金	83,682,217円	81,098,033円	2,584,184円	103.2%	児童扶養手当過払返納金	18,141,330円	17,543,980円	597,350円	103.4%	母子寡婦福祉資金貸付金	280,398,789円	272,134,808円	8,263,981円	103.0%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額B	不納欠損額C	減額調定額D	増減額 A-B-C-D	児童福祉施設入所負担金	15,425,495円	736,599円	12,064,212円	40,500円	2,584,184円	児童扶養手当過払返納金	2,887,520円	1,578,040円	712,130円	0円	597,350円	母子寡婦福祉資金貸付金	34,119,107円	24,408,384円	1,446,742円	0円	8,263,981円	こども・家庭課
区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比																																										
児童福祉施設入所負担金	83,682,217円	81,098,033円	2,584,184円	103.2%																																										
児童扶養手当過払返納金	18,141,330円	17,543,980円	597,350円	103.4%																																										
母子寡婦福祉資金貸付金	280,398,789円	272,134,808円	8,263,981円	103.0%																																										
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額B	不納欠損額C	減額調定額D	増減額 A-B-C-D																																									
児童福祉施設入所負担金	15,425,495円	736,599円	12,064,212円	40,500円	2,584,184円																																									
児童扶養手当過払返納金	2,887,520円	1,578,040円	712,130円	0円	597,350円																																									
母子寡婦福祉資金貸付金	34,119,107円	24,408,384円	1,446,742円	0円	8,263,981円																																									

部局等	監査委員の意見	所管機関																														
商工労働部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1" data-bbox="316 1545 1273 1702"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>796,365,239円</td> <td>834,871,332円</td> <td>△38,506,093円</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>40,339,849円</td> <td>40,848,849円</td> <td>△ 509,000円</td> <td>98.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況：増減内訳)</p> <table border="1" data-bbox="316 1796 1273 1966"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額A</th> <th>収入済額B</th> <th>不納欠損額C</th> <th>増減額A-B-C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>0円</td> <td>38,506,093円</td> <td>0円</td> <td>△38,506,093円</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>0円</td> <td>509,000円</td> <td>0円</td> <td>△509,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比	高度化資金貸付金	796,365,239円	834,871,332円	△38,506,093円	95.4%	設備近代化資金貸付金	40,339,849円	40,848,849円	△ 509,000円	98.8%	区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C	高度化資金貸付金	0円	38,506,093円	0円	△38,506,093円	設備近代化資金貸付金	0円	509,000円	0円	△509,000円	経営支援課
区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比																												
高度化資金貸付金	796,365,239円	834,871,332円	△38,506,093円	95.4%																												
設備近代化資金貸付金	40,339,849円	40,848,849円	△ 509,000円	98.8%																												
区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C																												
高度化資金貸付金	0円	38,506,093円	0円	△38,506,093円																												
設備近代化資金貸付金	0円	509,000円	0円	△509,000円																												

部局等	監査委員の意見				所管機関	
農政部	1 収入未済額の解消 農業改良資金貸付金において、縮減努力が認められます。収入未済の縮減に引き続き努力してください。				農村振興課	
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）					
	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減		前年度比
	農業改良資金貸付金	28,575,000円	39,921,000円	△11,346,000円		71.6%
	〔債権回収の状況：増減内訳〕					
区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C		
農業改良資金貸付金	1,546,000円	12,892,000円	0円	△11,346,000円		

部局等	監査委員の意見				所管機関	
林務部	1 収入未済額の解消 林業・木材産業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。				信州の木振興課	
	〔収入未済の状況〕（滞納繰越分）					
	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減		前年度比
	林業・木材産業改善資金貸付金	16,844,930円	17,272,930円	△428,000円		97.5%
	〔債権回収の状況：増減内訳〕					
区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C		
林業・木材産業改善資金貸付金	0円	428,000円	0円	△428,000円		

部局等	監査委員の意見					所管機関																				
建設部	1 収入未済額の解消					住宅課																				
	県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。																									
	〔収入未済の状況〕																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>177,955,015円</td> <td>174,237,676円</td> <td>3,717,339円</td> <td>102.1%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>66,855,126円</td> <td>69,836,093円</td> <td>△2,980,967円</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>111,099,889円</td> <td>104,401,583円</td> <td>6,698,306円</td> <td>106.4%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度	県営住宅使用料	177,955,015円	174,237,676円	3,717,339円	102.1%	(内訳) 現年度分	66,855,126円	69,836,093円	△2,980,967円	95.7%	滞納繰越分	111,099,889円	104,401,583円	6,698,306円	106.4%
	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度																					
	県営住宅使用料	177,955,015円	174,237,676円	3,717,339円	102.1%																					
	(内訳) 現年度分	66,855,126円	69,836,093円	△2,980,967円	95.7%																					
	滞納繰越分	111,099,889円	104,401,583円	6,698,306円	106.4%																					
	〔債権回収の状況：増減内訳〕																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額B</th> <th>不納欠損額C</th> <th>減額調定額D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>66,855,126円</td> <td>62,962,299円</td> <td>0円</td> <td>175,488円</td> <td>3,717,339円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	新たな収入未済額 A	収入済額B	不納欠損額C	減額調定額D	増減額 A-B-C-D	県営住宅使用料	66,855,126円	62,962,299円	0円	175,488円	3,717,339円								
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額B	不納欠損額C	減額調定額D	増減額 A-B-C-D																					
県営住宅使用料	66,855,126円	62,962,299円	0円	175,488円	3,717,339円																					
<p>また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>																										
〔収入未済の状況〕																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td> <td>99,991,074円</td> <td>92,409,551円</td> <td>7,581,523円</td> <td>108.2%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>9,815,644円</td> <td>11,655,813円</td> <td>△1,840,169円</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>90,175,430円</td> <td>80,753,738円</td> <td>9,421,692円</td> <td>111.7%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比	損害賠償金	99,991,074円	92,409,551円	7,581,523円	108.2%	(内訳) 現年度分	9,815,644円	11,655,813円	△1,840,169円	84.2%	滞納繰越分	90,175,430円	80,753,738円	9,421,692円	111.7%		
区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比																						
損害賠償金	99,991,074円	92,409,551円	7,581,523円	108.2%																						
(内訳) 現年度分	9,815,644円	11,655,813円	△1,840,169円	84.2%																						
滞納繰越分	90,175,430円	80,753,738円	9,421,692円	111.7%																						
〔債権回収の状況：増減内訳〕																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額A</th> <th>収入済額B</th> <th>不納欠損額C</th> <th>増減額A-B-C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td> <td>9,815,644円</td> <td>2,234,121円</td> <td>0円</td> <td>7,581,523円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C	損害賠償金	9,815,644円	2,234,121円	0円	7,581,523円												
区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C																						
損害賠償金	9,815,644円	2,234,121円	0円	7,581,523円																						
<p>併せて、平成24年度から徴収が開始された県営住宅敷地使用料においても、収入未済が発生しています。収入未済が拡大することがないように、縮減に努力してください。</p>																										
〔収入未済の状況〕																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅敷地使用料</td> <td>1,152,710円</td> <td>—</td> <td>1,152,710円</td> <td>皆増</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>1,152,710円</td> <td>—</td> <td>1,152,710円</td> <td>皆増</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比	県営住宅敷地使用料	1,152,710円	—	1,152,710円	皆増	(内訳) 現年度分	1,152,710円	—	1,152,710円	皆増	滞納繰越分	—	—	—	—		
区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減	前年度比																						
県営住宅敷地使用料	1,152,710円	—	1,152,710円	皆増																						
(内訳) 現年度分	1,152,710円	—	1,152,710円	皆増																						
滞納繰越分	—	—	—	—																						

部局等	監査委員の意見				所管機関																										
教育委員会	1 収入未済額の解消				高校教育課																										
	<p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>収入未済額は年々増加しており、多額となっている貸付金もありますので、現行の事務執行体制による取組の強化だけでなく、債権回収業者への委託など、有効な方策を検討してください。</p>																														
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成23年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>90,245,020円</td> <td>78,280,247円</td> <td>11,964,773円</td> <td>115.3%</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>28,770,575円</td> <td>26,919,535円</td> <td>1,851,050円</td> <td>106.9%</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>1,196,000円</td> <td>1,236,000円</td> <td>△40,000円</td> <td>96.8%</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>134,022,515円</td> <td>131,570,869円</td> <td>2,451,646円</td> <td>101.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成24年度末	平成23年度末		増 減	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	90,245,020円	78,280,247円	11,964,773円	115.3%	高等学校等遠距離通学費貸付金	28,770,575円	26,919,535円	1,851,050円	106.9%	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,196,000円	1,236,000円	△40,000円	96.8%	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	134,022,515円	131,570,869円	2,451,646円	101.9%				
	区 分	平成24年度末	平成23年度末	増 減		前年度比																									
	高等学校等奨学金貸付金	90,245,020円	78,280,247円	11,964,773円		115.3%																									
	高等学校等遠距離通学費貸付金	28,770,575円	26,919,535円	1,851,050円		106.9%																									
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,196,000円	1,236,000円	△40,000円		96.8%																									
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	134,022,515円	131,570,869円	2,451,646円		101.9%																									
	〔債権回収の状況：増減内訳〕																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額A</th> <th>収入済額B</th> <th>不納欠損額C</th> <th>増減額A-B-C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>26,025,739円</td> <td>13,852,966円</td> <td>208,000円</td> <td>11,964,773円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>5,368,590円</td> <td>3,517,550円</td> <td>0円</td> <td>1,851,040円</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>0円</td> <td>40,000円</td> <td>0円</td> <td>△40,000円</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>13,419,896円</td> <td>10,487,950円</td> <td>480,300円</td> <td>2,451,646円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C	高等学校等奨学金貸付金	26,025,739円	13,852,966円	208,000円	11,964,773円	高等学校等遠距離通学費貸付金	5,368,590円	3,517,550円	0円	1,851,040円	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	0円	40,000円	0円	△40,000円	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	13,419,896円	10,487,950円	480,300円	2,451,646円						
区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損額C	増減額A-B-C																											
高等学校等奨学金貸付金	26,025,739円	13,852,966円	208,000円	11,964,773円																											
高等学校等遠距離通学費貸付金	5,368,590円	3,517,550円	0円	1,851,040円																											
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	0円	40,000円	0円	△40,000円																											
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	13,419,896円	10,487,950円	480,300円	2,451,646円																											

部局等	監査委員の意見	所管機関																																																								
健康福祉部	<p>1 相談業務の充実</p> <p>精神保健福祉センターで行う相談業務の窓口は3つあり、その概要は下表のとおりです。</p> <p>心の健康に関する相談は、電話又は面接による相談を原則としており、ホームページには「メール、ファックス、手紙等による相談は行っていません」と記載されています。その理由は、相談者のより具体的な状況を把握し、十分な相談に応じるためであると説明しています。</p> <p>しかし、相談時間が受付時間内に限られることや、留守番電話メッセージ機能がないため、現状では受付時間以外の電話はつながらない状況です。</p> <p>夜間の電話相談を実施している都道府県もありますが、若年層に浸透しているメールを活用し、いち早く心の危機を察知できる仕組みを整備することも有効であると考えます。</p> <p>メール相談は、既に複数の道県で導入されており、若年層や時間的・物理的に電話や面接での相談が難しい方の利用も想定されます。</p> <p>メール相談を導入するには、職員体制や関係機関等からの支援体制など人的面での充実も不可欠ですが、アクセスの利便性の向上にもつながることですので、受付時間の見直しも含め、導入について検討してください。</p> <table border="1" data-bbox="371 1167 1230 1547"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">精神保健福祉相談</th> <th>心の電話相談</th> <th>こころの健康相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">心の健康全般</td> <td>心配ごとの傾聴相談</td> <td>自殺予防のための相談</td> </tr> <tr> <td>相談方法</td> <td colspan="2">電話・面接 メール・FAX・手紙不可</td> <td>電話 (専用2回線)</td> <td>電話 (全国统一ダイヤル)</td> </tr> <tr> <td>相談者</td> <td colspan="2">専門職員</td> <td>一般相談員(非常勤)</td> <td>専門職員</td> </tr> <tr> <td>相談日</td> <td colspan="2">月～金</td> <td>月～金</td> <td>月～金</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td colspan="2">8:30～17:15</td> <td>9:30～16:00</td> <td>9:30～16:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">相談件数</td> <td></td> <td>(電話)</td> <td>(面接)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,835</td> <td>2,996</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,919</td> <td>3,320</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>3,348</td> <td>2,810</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>3,312</td> <td>2,572</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>3,392</td> <td>2,421</td> <td>3,037</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table>	区分	精神保健福祉相談		心の電話相談	こころの健康相談	内容	心の健康全般		心配ごとの傾聴相談	自殺予防のための相談	相談方法	電話・面接 メール・FAX・手紙不可		電話 (専用2回線)	電話 (全国统一ダイヤル)	相談者	専門職員		一般相談員(非常勤)	専門職員	相談日	月～金		月～金	月～金	受付時間	8:30～17:15		9:30～16:00	9:30～16:00	相談件数		(電話)	(面接)		H20	2,835	2,996	95	H21	2,919	3,320	172	H22	3,348	2,810	177	H23	3,312	2,572	206	H24	3,392	2,421	3,037	175	精神保健福祉センター
区分	精神保健福祉相談		心の電話相談	こころの健康相談																																																						
内容	心の健康全般		心配ごとの傾聴相談	自殺予防のための相談																																																						
相談方法	電話・面接 メール・FAX・手紙不可		電話 (専用2回線)	電話 (全国统一ダイヤル)																																																						
相談者	専門職員		一般相談員(非常勤)	専門職員																																																						
相談日	月～金		月～金	月～金																																																						
受付時間	8:30～17:15		9:30～16:00	9:30～16:00																																																						
相談件数		(電話)	(面接)																																																							
	H20	2,835	2,996	95																																																						
	H21	2,919	3,320	172																																																						
	H22	3,348	2,810	177																																																						
	H23	3,312	2,572	206																																																						
H24	3,392	2,421	3,037	175																																																						

部局等	監査委員の意見	所管機関
農政部 林務部	<p>1 地籍調査事業における関係機関との連携</p> <p>地籍調査(国土調査)は、国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づき土地の境界や面積を測量する調査ですが、本県の進捗状況は37%(全国平均は50%)であり、地域区分別では、宅地が52%、農地が63%、林地が28%で、特に林地での進捗率が低い状況にあります。</p> <p>地籍調査の成果については、近年の大規模災害時の復旧の迅速化や林地保全の観点からも重要性を増しているため、県としても関係する各機関が連携して推進に努めてください。</p>	農地整備課 森林政策課

部局等	監査委員の意見	所管機関
農政部 建設部	<p>1 建設工事の適正工期を確保した発注</p> <p>建設工事を発注する場合は、適切な工期を確保した上で発注することとなり、その工期が次年度にわたる場合は、繰越承認や債務負担行為を設定して発注することが原則です。しかし、年度末の工事発注において、年度末までの短い工期で契約し、議会での繰越承認を待って工期延長をしている事例が複数ありました。</p> <p>これらについては、早期に繰越承認を得るか必要な債務負担の設定をし、適正工期を確保した上で発注するようにしてください。</p> <p>なお、年度末に急な発注が必要となる場合の取扱いについて、発注・契約の適切な方法を併せて検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	農地整備課 建設政策課

部局等	監査委員の意見	所管機関
建設部 教育委員会	<p>1 埋蔵文化財発掘調査委託費用の透明性の確保</p> <p>建設工事に伴う事業地の埋蔵文化財の発掘調査を、財団法人長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センター(平成25年4月から一般財団法人)に委託するに当たり、委託経費の一層の透明性を確保する観点から、発注者としても仕様書等に根拠資料を添付することを明示するなど、提出を求めていくことが必要であると考えられます。</p> <p>また、同センターを所管する文化財・生涯学習課は、必要な資料等が提出されるよう指導してください。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	建設政策課 技術管理室 文化財・生涯学習課

部局等	監査委員の意見	所管機関
	<p>1 開かれた学校づくりへの情報発信</p> <p>教員の不祥事などにより、教育に対する負のイメージが先行しがちですが、多くの教職員は頑張っていて、学校や生徒たちの活動には賞賛すべき事柄も多くあります。それが学習内容のことであつたり、部活動やボランティア活動、地域貢献活動であつたりと様々ですが、これらの実績や活動は、学校の「個性」「魅力」「学校らしさ」につながるものであり、積極的に保護者や地域・住民へ発信し続けていくことが肝要であると考えます。</p> <p>都市部のある高等学校では、保護者向けには学年通信やPTA会報、メール一斉送信システムなどを活用し、ある程度きめ細かな情報が提供できている反面、地域住民に向けての情報発信が課題であるとの声も聞かれました。</p> <p>郡部のある高等学校では、学校と地域との距離感が近いこともあつて、職場体験やボランティア活動、地域行事への参加などを通じて、日頃から地域との交流が積極的に進められていました。これも有効な情報発信であると考えます。</p> <p>開かれた学校づくりを進めるためには、地域・住民の理解や協力が得られる必要があります。そのためにも、学校内のPRに値する話題を発掘し、見せる工夫を凝らして、積極的な情報発信に努めてください。</p>	<p>義務教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>特別支援教育課</p>
教育委員会	<p>2 学校における危機管理の実効性の向上</p> <p>危機管理については、各校ごとに危機管理委員会を設ける、危機管理マニュアルを作成する、そのために教育委員会では「学校危機管理マニュアル作成の手引き」を作成するなど、形は整ってきています。</p> <p>しかし、本年、高等学校の体育祭において、多くの生徒が熱中症で緊急搬送される事態が発生しました。事態発生時の対応は妥当であったと思われませんが、当時、熱中症は全国的に問題となっていた事象であり、体育祭開催の是非や開催方法の検討等、危機管理委員会が機能していたのか疑問があります。このように大規模な学校行事を行う場合には、その都度危機管理委員会を開き、行事開催の可否や、リスク軽減のための開催条件の検討、準備状況の確認等を行うことが望まれます。</p> <p>また、マニュアル作成の手引には、学校給食の項はありません。調布市で発生した食物アレルギーによる死亡事故を教訓に、例えば、食物アレルギーのある生徒のトレーや食器の色を統一したり、エピペンを持つ生徒のカバン置場を統一したりするなど、分かりやすい対策を県下統一して推進することが効果的であると考えます。</p> <p>今後とも、危機管理委員会の実質的機能の発揮、危機管理の実効性の向上に、更に努力を重ねてください。</p>	<p>教育総務課</p>

部局等	監査委員の意見	所管機関
	<p>3 高等学校における機器・設備の充実</p> <p>専門高校では、実習用機器の老朽化に伴う更新や、先端技術に対応した新たな実習用機器の導入に対しては、予算や指導者の確保難から、なかなか整備が進まない状況が見受けられます。高等学校の生徒数は減少傾向にあり、また、多様な学科やコース制、類型・選択制が導入され、少人数での授業が増加しています。このような状況の中で、個々の高等学校においてニーズに応じた機器等を整備することは困難な状況にあると考えます。</p> <p>平成25年度から始まる第2期高校再編計画の検討をする中で、専門高校を中心として、総合学科や普通学科におけるキャリア教育との横断的な連携を図ることや、実習用機器等を複数校で利用するなど、地域レベルでの環境整備を図っていく必要があると考えます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>教育委員会</p>	<p>4 普通教室への冷房設備の設置</p> <p>長野県でも、地球温暖化に伴って猛暑日は珍しくなくなり、事業所や家庭において健康面への配慮から適切な冷房使用による体調管理が一般的になっています。しかし、高等学校の普通教室への冷房設備設置率は12.1%（平成25年調査）と低く、扇風機の設置率も27.6%（同）にとどまっています。また、その大半がPTA等の私費により設置されたものです。</p> <p>学校施設整備は、現在、耐震化に重点を置いて進められていますが、普通教室の冷房化はいまだ検討の対象にもなっていません。財政面から優先順位を定め実施することはやむを得ませんが、今から冷房装置の設置についての方針を定め、十分な計画性をもって進める必要があります。なお、一方で環境負荷やコスト増などの課題がありますので、学校における地球温暖化防止への取組や実践など、環境面での取組と併せて進めていくことが望まれます。</p> <p>また、小中学校における冷房設備の設置についても、実態を把握し、積極的に市町村等へ働き掛ける必要があると考えます。</p>	<p>高校教育課 義務教育課</p>

部局等	監査委員の意見	所管機関
警察本部	<p>1 未使用の借受屋外射撃場用地の早期返還</p> <p>駒ヶ根警察署では、屋外射撃場の土地 1,048.35 m²を駒ヶ根市から年間41,920円で借り受けていますが、平成17年以降は屋外射撃場として使用されていません。これは、屋外射撃場の鉛問題が浮上する中で、鉛弾の処理費用がかさむなどの理由から、何らの処理もなされないまま、地代を負担し続けているため、同様の事例が他にも3署にあり、年間85,687円が支出されていることが分かりました。</p> <p>賃借料を負担し続けていることや、残存する鉛弾に対する管理責任を考えると、早急に現状を確認し、今後の管理方針を決定する必要があります。</p>	<p>警察本部</p> <p>駒ヶ根警察署</p> <p>飯田警察署</p> <p>阿南警察署</p> <p>大町警察署</p>

3 重点監査に係る意見

テーマ1に係る監査委員の意見は「第3 重点監査」の「テーマ1：重要物品の管理、活用及び処分の状況について」の「4 監査委員の意見」に、また、テーマ2に係る監査委員の意見は「第3 重点監査」の「テーマ2：適切な工事等の発注（入札中止等の状況とその対応）について」の「4 監査委員の意見」に記載しています。

4 推奨事例

監 査 委 員 の 意 見

1 建設工事の発注や施工に関する各種情報の整理の工夫 <森林政策課、佐久建設事務所>

森林政策課では、林務部の職員用に建設工事の発注や施工に関する各種情報を、職員用ネットワークページに整理し、業務に活用しています。

また、佐久建設事務所では、所内の職員用に同様のネットワークページを作り、発注や施工に必要な情報の他、行事予定なども掲載して活用しています。

いずれも、他の情報データベースなどに掲載されている情報について、関係職員向けに必要なものを分かりやすく分類、整理して発信しており、業務効率の向上やミス等の防止などに役立てています。

【重点監査】 【工事監査】

2 建設工事の積算ミス発生防止に係る積極的な取組 <飯田建設事務所>

飯田建設事務所では、建設部で発生した積算ミスの内容を独自に分析し、ミスの発生しやすいところを明らかにするとともに、その対策などについて所内研修会で周知しているほか、チェック機能の形骸化を防止するため、審査手順の見直しを行い、新たに「審査前の上司による概略確認」を実施するなど、積算ミス発生防止に向けて積極的な取組を行っています。

【重点監査】 【工事監査】

3 スクラップ残材の分別徹底による売却収入の確保

<諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所、安曇野建設事務所>

諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所では、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場の改修工事から発生する金属スクラップ残材について、種類ごとに細分化した分別基準を作り、それに従ってストックするように受注業者に対して徹底することで、種類が同一のスクラップ残材の確保が可能になったとして、8,349,068円の売却収入を得ていました。被覆銅線など確実に金額が多くなるものは一般競争入札により、その他の金属類は種類ごとに随意契約により売却したものです。

また、安曇野建設事務所では、道路維持作業中に回収し、倉庫に保管していたごみを分別し、金属や紙類を取り出して回収業者に売却することで25,285円の収入を得ていました。

不要物の売却は他の機関でも行われているところですが、売却を前提として分別を徹底した例として、他の参考となるものです。

【工事監査】

4 通常業務時に職員自らが行う道路維持管理の工夫 <千曲建設事務所>

建設事務所の道路パトロール車には、パトロール中に発見した枝切りや穴埋めなどの軽微な維持管理作業を行うための道具を積載していますが、千曲建設事務所では、全ての公用車に必要な道具を納めた「工具箱」を積載し、通常業務での乗車時においても、気付いたことがあれば、職員自らが即時に処理できるよう工夫しています。

【工事監査】

5 エコナビの導入による電気・灯油使用量の削減 <茅野高等学校>

茅野高等学校では、「エコマネジメント長野」の取組として、平成24年4月から電気使用量を常時監視できる「電力デマンド監視システム(通称:エコナビ)」を導入し、毎月の職員会議において、グラフを用いた分かりやすい資料により節約の呼びかけを行いました。

その結果、対前年比で電気使用量は△14.3%、灯油使用量は△21.9%と、目標(電気△2.2%、灯油△7.3%)を大きく上回る節減を達成しました。

監 査 委 員 の 意 見

6 一般廃棄物の排出量の正確な把握による収集運搬及び処分業務委託費の削減

＜諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所＞

諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所では、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場から排出される一般廃棄物の収集運搬及び処分業務委託を容積による単価契約で行っています。委託料の算定基礎となる容積は、平成24年度までは収集運搬業者の目分量により測られていましたが、平成25年度からは使用する袋や缶ごとの平均容積を求め、それに袋数や缶数を乗じて算定することとし、引渡し時には担当者が立ち会った上で、数量と確認者の署名を記載する方法に改めました。これにより、正確な排出量の把握が可能となるとともに、4月から8月までの可燃物の委託実績を比較したところ、平成24年度の19.5 m³から25年度は4.41 m³へと大幅な削減につながりました。

7 創意工夫を凝らした防犯活動 ＜安曇野警察署、岡谷警察署、松本警察署、木曽警察署＞

各警察署では、それぞれに創意工夫を凝らした防犯活動を展開しています。

安曇野警察署では、日頃散歩されている住民の協力を得て「ウォーキングパトロール隊」を発足させ、子どもの見守り活動などの防犯活動を行っています。同隊の活動は、日常のウォーキングや犬の散歩に併せて無理なく行える利点があり、犯罪抑止への効果が期待されます。また、住民からのパトロール要請に対し、地域警察官がパトロール時に要請者のポストへパトロールカード（ふれあいカード）を入れる「ふれあいトリプル活動」は、住民の安心と警察への信頼感を深めることにつながる活動で評価できます。

岡谷警察署では、防犯協会連合会と専門チーム「プロジェクト『0』24」（プロジェクト・オウ・トゥエンティーフォー）を結成し、特殊詐欺をはじめ身近で起こる犯罪や交通事故の発生をゼロに抑えようと警戒活動を展開しています。

松本警察署ではコンビニエンスストアと連携し、強制わいせつ事件が多発している地域のコンビニエンスストア3店で、女性客への呼びかけと防犯ブザーの無償貸出しなどの「セーフティステーション事業」を始めました。

木曽警察署では、管内を営業エリアとする清掃用具レンタル会社と協定を結び、独り暮らしのお年寄り宅への訪問時の安否確認や、特殊詐欺防止等の注意喚起と広報ビラの配布、訪問途中での子どもの見回り活動などに取り組んでいます。

8 生徒の居場所としての図書館 ＜坂城高等学校＞

坂城高等学校図書館では、授業で図書館を使用することも多く、生徒自らが必要な書籍を探し出せるように、作家ごとに書籍をまとめて、作家名を分かりやすく表記するなど配架に工夫が見受けられました。また、読書への興味や関心を高め、来館の動機付けにもなるようにと「新着図書コーナー」を設置するとともに、館内のレイアウトを見直し、生徒たちにとって居心地のよい雰囲気づくりにも努めていました。

図書館は授業でも使われるためか、休憩時間や放課後に図書館に集まる生徒たちも多く、生徒たちの居場所として上手に活用されているように感じました。

監査委員の意見

9 地域とともに歩む高等学校における取組

〈池田工業高等学校、臼田高等学校、野沢南高等学校、高遠高等学校、木曾青峰高等学校〉

高等学校では、地域との連携が重要な課題になっていますが、長年の取組が地域の中で着実に定着しているものがあります。

池田工業高等学校の「池工版デュアルシステム」は、生徒が学校で工業の基本を学ぶのに合わせて、地元企業での実習で実践的な技術を身に付けるというもので、平成18年度に県下で初めて導入されてから8年目になります。対象は3年生の希望者で、1年間、毎週金曜日の午後、地元企業に出向いて実習が行われています。平成24年度までに延べ48企業・団体に100名の生徒が参加しており、24年度は8事業所に過去最高の19名が参加しました。このシステムは、参加生徒、受入企業の双方から高く評価されており、例年2名程度が研修先に就職し、他の生徒の多くも研修先の同業他社に就職しています。このシステムは、高校と地域社会が連携して生徒を育て、地元企業で技術者となり、やがて母校の後輩を育てるといった人材育成のサイクルとして定着しつつあります。

臼田高等学校では、地域へのボランティア活動としての「臼高自然塾」が平成15年にスタートしてから10年が経過しました。臼高自然塾とは、高校生が地域から参加者を募り、大学やNPOの方々や生徒が講師となり自然について解説する講座で、平成24年度には、「キノコ駒打ち体験」「小さな流れにすむ動物の観察」「浅間山トレッキング」「自然療法を体験しよう」の4回が開催されました。臼高自然塾の取組は、地域の小学生から大人まで幅広い参加を得て、地域に定着しています。

野沢南高等学校では、平成24年4月から図書委員を中心に佐久浅間農協デイサービスセンター「星の里」を訪問し、お年寄りとの交流を行っています。毎月行っており、合唱同好会や一般生徒も参加するなど、参加の輪は広がりを見せています。

高遠高等学校は、全日制普通科高校ですが、入学後に、文理進学、福祉、芸術、情報ビジネスコースのうちの一つを選択するコース選択制を採用しています。芸術コースの書道専攻生は、地域社会との交流・体験学習として、高遠地域内に点在する掛軸や書画、書簡などを紹介した書家マップ「お散歩気分で学ぶ町」を作成し、地域内の公共施設等に配布し、内外に紹介しています。

木曾青峰高等学校は、木曾地域の中心に位置し、近隣地域の中学生の多くが入学しています。このため、地域と学校との距離感が近く、地域やNPOなどと連携し、創意工夫を凝らした幅広い取組が行われています。

【平成24年度の主な実施例】

- ・ 赤沢自然休養林での環境学習と遊歩道へのチップ敷きのボランティア活動（1年生全員）
- ・ 木曾町城山国有林の保全活動を行う住民グループへの木製ベンチの寄贈（森林環境科3年生）
- ・ 名古屋科学館への木製玩具の寄贈と全国高等学校総合体育大会の看板製作（インテリア科3年生）
- ・ ヒノキなどを使ったメダルストラップの作成（工業クラブ）

(別表2) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関	監査年月日
上田食肉衛生検査所	平成25年2月7日
上田高等学校	平成25年2月7日
科学捜査研究所	平成25年2月13日
長野南警察署	平成25年2月13日
女性相談センター	平成25年2月19日
東北信運転免許課	平成25年2月19日
松本技術専門学校	平成25年2月27日
安曇野警察署	平成25年2月27日
長野高等学校	平成25年4月18日
長野吉田高等学校	平成25年4月18日
須坂高等学校	平成25年4月23日
中野警察署	平成25年4月23日
環境保全研究所	平成25年4月25日
長野南高等学校	平成25年4月25日
伊那北高等学校	平成25年5月9日
上伊那農業高等学校	平成25年5月9日
総合教育センター	平成25年5月15日
松本蟻ヶ崎高等学校	平成25年5月15日
篠ノ井高等学校 (旧)犀峽高等学校を含む。	平成25年5月16日
坂城高等学校	平成25年5月16日
精神保健福祉センター	平成25年5月21日
長野家畜保健衛生所	平成25年5月21日
茅野高等学校	平成25年5月23日
茅野警察署	平成25年5月23日
諏訪養護学校	平成25年5月27日
体育センター	平成25年5月28日
寿台養護学校	平成25年5月28日
阿南警察署	平成25年5月28日
飯田消費生活センター	平成25年5月29日
飯田養護学校	平成25年5月29日
消防防災航空センター	平成25年6月4日
松本空港管理事務所	平成25年6月4日
林業大学校	平成25年6月5日
木曾青峰高等学校	平成25年6月5日
動物愛護センター	平成25年6月6日
上田千曲高等学校	平成25年6月6日

監査実施機関	監査年月日
北信教育事務所	平成25年6月11日
若槻養護学校	平成25年6月11日
短期大学	平成25年6月12日
北部高等学校	平成25年6月12日
駒ヶ根警察署	平成25年6月13日
監査委員事務局	平成25年6月14日
大町北高等学校	平成25年6月18日
諏訪保健福祉事務所	平成25年6月19日
福祉大学校	平成25年6月19日
北信保健福祉事務所	平成25年7月2日
総合リハビリテーションセンター	平成25年7月2日
安曇野建設事務所 *	平成25年7月4日
犀川砂防事務所 *	平成25年7月4日
千曲建設事務所 *	平成25年7月9日
松本保健福祉事務所	平成25年7月10日
北信建設事務所 *	平成25年7月10日
中信教育事務所	平成25年7月10日
下伊那地方事務所 *	平成25年7月17日
下伊那農業改良普及センター	平成25年7月17日
飯田保健福祉事務所	平成25年7月18日
飯田建設事務所 *	平成25年7月18日
北信地方事務所 *	平成25年7月22日
北信農業改良普及センター	平成25年7月22日
職員課	平成25年7月24日
行政改革課 (旧)政策評価課の一部を含む。	平成25年7月24日
総務事務課	平成25年7月24日
生活排水課	平成25年7月24日
自然保護課 *	平成25年7月24日
廃棄物対策課	平成25年7月24日
廃棄物監視指導課	平成25年7月24日
秘書課	平成25年7月26日
環境政策課	平成25年7月26日
温暖化対策課	平成25年7月26日
水大気環境課	平成25年7月26日
財産活用課	平成25年7月29日
税務課	平成25年7月29日

(注) *印箇所は工事監査対象機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関	監査年月日
市町村課	平成25年7月29日
観光企画課	平成25年7月29日
観光振興課	平成25年7月29日
移住・交流課	平成25年7月29日
国際課	平成25年7月29日
財政課	平成25年7月30日
広報県民課	平成25年7月30日
情報公開・私学課	平成25年7月30日
森林政策課	平成25年7月30日
信州の木振興課	平成25年7月30日
森林づくり推進課	平成25年7月30日
会計局	平成25年8月1日
特別支援教育課	平成25年8月1日
教学指導課	平成25年8月1日
文化財・生涯学習課	平成25年8月1日
園芸畜産課	平成25年8月5日
農地整備課	平成25年8月5日
農村振興課	平成25年8月5日
保健厚生課	平成25年8月5日
スポーツ課	平成25年8月5日
県民協働・NPO課	平成25年8月7日
次世代サポート課	平成25年8月7日
農業政策課	平成25年8月7日
農業技術課	平成25年8月7日
教育総務課	平成25年8月7日
義務教育課	平成25年8月7日
高校教育課	平成25年8月7日
情報統計課	平成25年8月9日
人権・男女共同参画課	平成25年8月9日
生活文化課	平成25年8月9日
人材育成課	平成25年8月9日
労働雇用課	平成25年8月9日
議会事務局	平成25年8月9日
企画課 (旧)政策評価課の一部を含む。	平成25年8月20日
交通政策課	平成25年8月20日
人事課	平成25年8月20日
産業政策課	平成25年8月20日

監査実施機関	監査年月日
経営支援課	平成25年8月20日
ものづくり振興課	平成25年8月20日
消防課	平成25年8月21日
危機管理防災課	平成25年8月21日
食品・生活衛生課	平成25年8月21日
薬事管理課	平成25年8月21日
住宅課 *	平成25年8月21日
建築指導課	平成25年8月21日
施設課 *	平成25年8月21日
警察本部	平成25年8月21日
医療推進課	平成25年8月26日
地域福祉課	平成25年8月26日
健康長寿課	平成25年8月26日
河川課	平成25年8月26日
砂防課	平成25年8月26日
都市計画課	平成25年8月26日
健康福祉政策課	平成25年8月28日
障害者支援課 (旧)西駒郷地域生活支援センターを含む。	平成25年8月28日
こども・家庭課	平成25年8月28日
建設政策課	平成25年8月28日
道路管理課	平成25年8月28日
道路建設課	平成25年8月28日
松本地方事務所 *	平成25年8月29日
松本農業改良普及センター	平成25年8月29日
中信会計センター	平成25年8月29日
佐久地方事務所 *	平成25年9月4日
佐久農業改良普及センター	平成25年9月4日
東信会計センター	平成25年9月4日
佐久建設事務所 *	平成25年9月5日
佐久保健福祉事務所	平成25年9月5日
小諸養護学校	平成25年9月5日
諏訪地方事務所 *	平成25年9月10日
諏訪農業改良普及センター	平成25年9月10日
松本建設事務所 *	平成25年9月11日
長野建設事務所 *	平成25年9月17日
須坂建設事務所 *	平成25年9月18日

(2) 書面監査

監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関
人事委員会事務局	工業技術総合センター環境・情報技術部門	伊那建設事務所 *
労働委員会事務局	工業技術総合センター食品技術部門	木曾建設事務所 *
上小地方事務所 *	工科短期大学校	大町建設事務所 *
上伊那地方事務所 *	長野技術専門校	姫川砂防事務所 *
木曾地方事務所 *	岡谷技術専門校	土尻川砂防事務所 *
北安曇地方事務所 *	飯田技術専門校	南信会計センター
長野地方事務所 *	伊那技術専門校	北信会計センター
消防学校	佐久技術専門校	東信教育事務所
男女共同参画センター	上松技術専門校	南信教育事務所
長野消費生活センター	東信労政事務所	県立長野図書館
松本消費生活センター	南信労政事務所	長野県立歴史館
上田消費生活センター	中信労政事務所	飯山北高等学校
自治研修所	北信労政事務所	飯山高等学校
東京事務所	若年者就業サポートセンター	下高井農林高等学校
上田保健福祉事務所	東京観光情報センター	中野立志館高等学校
伊那保健福祉事務所	名古屋観光情報センター	中野西高等学校
木曾保健福祉事務所	大阪観光情報センター	須坂商業高等学校
大町保健福祉事務所	農業大学校	須坂東高等学校
長野保健福祉事務所	病害虫防除所	須坂園芸高等学校
看護大学	上小農業改良普及センター	長野西高等学校
公衆衛生専門学校	上伊那農業改良普及センター	長野商業高等学校
須坂看護専門学校	木曾農業改良普及センター	長野東高等学校
木曾看護専門学校	北安曇農業改良普及センター	長野工業高等学校
中央児童相談所	長野農業改良普及センター	更級農業高等学校
松本児童相談所	農業試験場	松代高等学校
飯田児童相談所	果樹試験場	屋代高等学校
諏訪児童相談所	野菜花き試験場	屋代南高等学校
佐久児童相談所	野菜花き試験場佐久支場	上田染谷丘高等学校
波田学院	畜産試験場	上田東高等学校
飯田食肉衛生検査所	南信農業試験場	丸子修学館高等学校
松本食肉衛生検査所	佐久家畜保健衛生所	東御清翔高等学校
長野食肉衛生検査所	伊那家畜保健衛生所	蓼科高等学校
千曲川流域下水道建設事務所 *	飯田家畜保健衛生所	望月高等学校
名古屋事務所	松本家畜保健衛生所	小諸商業高等学校
大阪事務所	水産試験場	小諸高等学校
計量検定所	林業総合センター	軽井沢高等学校
工業技術総合センター	上田建設事務所 *	北佐久農業高等学校
工業技術総合センター精密・電子技術部門	諏訪建設事務所 *	岩村田高等学校

監査実施機関
野沢北高等学校
野沢南高等学校
白田高等学校
小海高等学校
富士見高等学校
諏訪実業高等学校
諏訪清陵高等学校
諏訪二葉高等学校
下諏訪向陽高等学校
岡谷東高等学校
岡谷南高等学校
岡谷工業高等学校
辰野高等学校
箕輪進修高等学校
高遠高等学校
伊那弥生ヶ丘高等学校
赤穂高等学校
駒ヶ根工業高等学校
松川高等学校
飯田高等学校
飯田風越高等学校
飯田OIDE長姫高等学校 (旧) 飯田工業高等学校及び(旧) 飯田長姫 高等学校を含む。
下伊那農業高等学校
阿智高等学校
阿南高等学校
蘇南高等学校
塩尻志学館高等学校
田川高等学校
梓川高等学校
松本工業高等学校
松本県ヶ丘高等学校
松本美須ヶ丘高等学校
松本深志高等学校
松本筑摩高等学校
明科高等学校
豊科高等学校
南安曇農業高等学校

監査実施機関
穂高商業高等学校
池田工業高等学校
大町高等学校
白馬高等学校
長野盲学校
松本盲学校
長野ろう学校
松本ろう学校
長野養護学校
伊那養護学校
松本養護学校
花田養護学校
稲荷山養護学校
上田養護学校
安曇養護学校
飯山養護学校
木曾養護学校
自動車警ら隊
鑑識課
機動捜査隊
交通機動隊
高速道路交通警察隊
中南信運転免許課
機動隊
警察学校
長野中央警察署
飯山警察署
須坂警察署
千曲警察署
上田警察署
小諸警察署
佐久警察署
軽井沢警察署
諏訪警察署
岡谷警察署
伊那警察署
飯田警察署
木曾警察署

監査実施機関
塩尻警察署
松本警察署
大町警察署

(注) 書面監査は、平成25年11月5日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関		監査年月日
南信発電管理事務所	*	平成25年6月13日
川中島水道管理事務所	*	平成25年6月18日
企業局		平成25年7月9日

(2) 書面監査

監査実施機関	
北信発電管理事務所	*
上田水道管理事務所	*
松塩水道用水管理事務所	*

(注) 書面監査は、平成25年11月5日までに終了しました。

監査委員事務局